

○福井委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいりたいと思います。

なお、本日中の終了を目指しておりますので、皆様方、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひますので、御承知おきください。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

それでは、政策企画局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方にはおかれましては、政策企画局の業務につきまして格別の御指導、御理解をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、先月、11月の初旬から下旬にかけて、関係省庁に対しまして重点要望を行っております。また、県選出の国会議員にも説明をさせていただいております。

また、11月19日に浜田市で開催いたしました中国地方知事会におきまして、東京一極集中の是正や子ども・子育て政策の充実強化など、13の政策について共同アピールとして取りまとめた国への提案を行うとともに、別途、東京一極集中の是正に関する要望を採択し、22日の日に青木内閣官房副長官に特別要望を行っております。これは岡山県知事と一緒に丸山知事が行っておるところでございます。

政府におきましては、先月22日に総合経済対策の閣議決定、今月9日に補正予算案の国会提出がありまして、今後、新年度の当初予算案や税制改正大綱が決定されますので、これらを通じました国の政策支援等を十分に踏まえつつ、県の当初予算編成等で必要な施策を構築するなど、島根創生を推進してまいりたいと考えております。

本日は、議案2件を御審議いただきますほか、報告事項1件につきまして御説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○福井委員長

ありがとうございました。

次に、女性活躍推進統轄監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統轄監。

○周藤女性活躍推進統括監

皆様、おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方には日頃より女性活躍、男女共同参画の推進に関しまして御理解、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、所管の県立施設、島根県立男女共同参画センターにつきまして、来年度から5年間にわたる指定管理契約を更新するため、一般事件案1件、予算案1件の御審査をお願いしております。

また、女性活躍100人会議につきましては、11月18日に今年度第2回目の会議を出雲市の企業を訪問して実施し、第3回目は今月20日に奥出雲町で開催を予定しております。子育て中の方や地域で活動していらっしゃる方々に御参加をいただきまして、日頃

の活動や家庭と仕事の両立などについて御意見をお伺いし、女性活躍の推進に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。委員の皆様には、引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された政策企画局に係る議案は、一般事件案1件、予算案1件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第163号議案について、執行部から説明してください。

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

それでは、資料1ページをお願いいたします。第163号議案、公の施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。対象施設は、大田市にあります島根県立男女共同参画センター（あすてらす）です。主な指定管理業務は、貸館施設及び貸館設備の使用承認、施設等の使用料の徴収及び還付、センター及び入居機関の施設及び設備の維持管理であります。また、指定する期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。

次に、指定管理者候補ですが、候補は現在の指定管理者と同じ、公益財団法人しまね女性センターです。応募額は6億64万4,000円となっております。指定管理者の候補団体につきましては、10月9日に選定委員会を開催しまして選定を行いました。選定委員会では、主な選定理由として記載しておりますように、長年の運営実績があり、指定管理運営の安定性が期待できること、男女共同参画に関する専門職を配置しており、市町村や関係機関等と協働した取組も実施していることから、施策のさらなる推進に期待ができるなどの御意見がありました。

以上のことから、指定管理者として公益財団法人しまね女性センターの指定をお願いするものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

角委員。

○角委員

この財団に指定することには異議はないんですが、公募額よりも応募額が1,000万円ぐらいですかね、低くなってるんですけども、今、賃上げということがすごく言われている中で、十分に職員の給与が確保されているのか、そういうところも精査した上での決定なのか、ちょっとそこを教えてください。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

職員の給与につきましては、今年度よりもアップした形で計算をしております、人件費のほうはきちんと反映されております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

前にも質問で取り上げたときには、そういうお答えを知事もしておられたんで、そのところをやっぱり、社会全体が給与アップっていう動きにある中で、そういうところにもきちんと今後も注意して見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○福井委員長

ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

私も指定管理に関しては異論はございませんけれども、このあすてらすを活用するときに、いろんなイベントするときに、駐車場が足りない、なので、なかなかそういった形で大きなことができない、中心的にいろんな計画をするけど、あすてらす自体がなかなか活用されなくて人が来ないので、松江や江津のほうに行ってイベントをしているというようなことを聞いております。今、大田のほうで駅前開発されていて、そういった形で、駐車場等のことについても、今、指定管理を受けておられる皆さん方がそういったことも含めて、駐車場等のこともまたぜひとも考えてほしいようなこともお話を聞いておりますので、しっかりこの施設を活用していくために、いろんな形で、指定管理者に任せただけでなくて、一緒になってまたこの施設の活用の検討を進めていただきたいと思います。要望ですので、お願いいたします。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第163号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第163号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

それでは、資料2ページをお願いいたします。第146号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）のうち政策企画局関係分について御説明させていただきます。債務負担行為の追加分でございます。先ほど御審議いただきました公の施設の管理運営事業費に係るもので、島根県立男女共同参画センターの令和7年度から令和11年度までの5年間における指定管理料として、6億64万4,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第146号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理しました請願第18号、そもそも韓国が、いわゆる従軍慰安婦を問題にしはじめたのは、1992年1月、朝日新聞が取り上げて以降のことです。また、河野談話が強制を認めたように読めるのは、韓国側が選定した元慰安婦とされる16人の女性の証言が信憑性のないものにもかかわらず、日本側が「嫌だったのなら強制性があった」ことにしたからです。もし強制連行が実際に行われていたとしたら必ず目撃証言があるはずですが、韓国では強制連行を見た、聞いたという人が一人もいないにもかかわらず、その矛盾点については全く触れられていません。

ところが、島根県議会が平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」には、「日本軍「慰安婦」問題が性奴隷制の問題であり」と河野談話から逸脱したうそが書かれているのです。強請連行の有無が本来の論点だったものが、「性奴隷制度」という突拍子もない虚偽に飛躍しているのです。

制度とすれば、それは国家体制の問題となり、強制連行の有無とは別次元のイデオロギー性の強いものにすり替えた論理となり、対応を誤れば国益を毀損し、御皇室をおとしめ、将来の世代に禍根を残す重大な問題となります。

平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回、もしくは無効とする決議を求めます。についてです。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

慰安婦問題につきましては、令和5年10月5日、島根県議会におきまして、未来志向の日韓関係構築に関する意見書を可決、その後、政府に提出されているところでございます。今回新たに受理されました請願は、平成25年6月26日付で採択されました日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願と、これを基にして作成され政府に提出されました意見書の撤回、もしくは無効とする決議を求めるものでございますが、これは令和5年9月定例県議会、同11月議会、令和6年2月議会及び同6月議会、そして同9月議会におきまして受理されました請願と同趣旨のものでございまして、その際、本委員会におき

まして、請願をめぐる状況等について説明しております。そして、その後、慰安婦問題をめぐる情勢に大きな変更はございません。

日本政府としましては、引き続き韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく考えでございます。

めぐる情勢については以上でございます。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、この件について御意見等はございませんか。

（「委員長一任」と言う者あり）

意見がないようでございます。

それでは、私の見解を申し上げます。

ただいま、めぐる状況等について説明もありましたように、一連の慰安婦をめぐる問題については、令和5年の9月定例会において、政府のほうで改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に意見書を提出するなど、県議会として考え方について一定の整理を行ったところであります。現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えております。

ついでには、本請願は採択としない、不採択とすべきものと考えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議がございませんので、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

文書表4ページに載せております、新規に受理しました陳情第103号についてです。この陳情は、政府に対し、消費税率5%以下へ引下げを求める意見書を提出することを求めるものです。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（企画調整・広域連携）

消費税に関する、めぐる状況につきまして御説明いたします。

はじめに、消費税減税に対する世論といたしましては、帝国データバンクが令和6年9月に実施しました企業が新政権に求める経済関連政策に関するアンケートでは、所得税や消費税などを含む個人向け減税は第4位で41%、また、時事通信社が令和5年11月に実施した世論調査では、消費税減税の賛否につきまして、賛成が57.7%、反対が22.3%、どちらとも言えない、分からないが20%となっております。また、消費税に関する国における議論といたしましては、各党から税率の2%引下げ、税率を5%とする引下げ、廃止、当面廃止など、引下げ・廃止に向けた意見や、逆進性対策として給付付税額控除の導入などの意見がある一方、石破総理は、令和6年10月に日本記者クラブ主催で行われた党首討論会において、法人税や所得税ほど景気に影響されない消費税をもって社会保障の財源に充てなければならない。高付加価値型の経済にしていき、賃金を上げ、物価上昇を上回るようにするということが大事であり、消費税の引下げは現在考えていない、

との趣旨の発言をされ、その後、総合経済対策を閣議決定し、取組を進められているところでもあります。

また、税収に占める消費税の割合につきましては、令和5年度の決算ベースですけれども、国税が租税7兆1兆6兆3兆7億円のうち、消費税2兆3兆9兆2兆2億円で32.5%、島根県税は9兆5兆7億円のうち地方消費税3兆2兆8億円で34.3%となっております。

私からの説明は以上でございます。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、御意見等はございませんか。

吉野副委員長。

○吉野副委員長

物価高で苦しい状況にあります家計、また中小企業への経済的支援の必要性については理解していますけれども、その対応については、政府の責任において、税制や社会保険、また社会保障等、そういったものを含めて、国民負担全般の在り方を議論すべきでありまして、消費税の引下げのみを求めるこの請願については、私は不採択としたいと思います。

○福井委員長

吉野副委員長から不採択の御意見をいただきました。

ほかにごございますか。（「なし」と言う者あり）

それでは、採決をしたいと思います。

委員会の採決ルールとして、可を諮る原則により、採択を諮ることとなります。

それでは、お諮りいたします。陳情第103号を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○福井委員長

挙手なし。よって、陳情第103号は採択としない、不採択と決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

そうしますと、政策企画局の資料3ページ、第2期島根県公共施設等総合管理基本方針の策定について説明をさせていただきます。

これは、この基本方針が今年度末に期限を迎えますので、令和7年度以降の基本方針を策定するものでございまして、この資料が全体概要、次ページ以降に添付しておりますものが素案でございます。

では、この1の概要を御覧ください。最初のポツのとおり、現行方針は当初平成27年度に策定したものでございまして、括弧内に記載しておりますように、公共施設等の全体を把握し、予防的対策を講じること等によります維持管理費の負担軽減によりまして、県民の皆様に必要なサービスを将来にわたり提供するということを目的とするものでございまして、そして、国が策定指針を定めておりますので、それに基づきまして策定をしているというところでございます。2ポツ目、当初の策定以降、国の指針の改訂に基づきまして、資料に記載しているタイミングで都度改訂を行ってまいりました。3ポツ目でございます

けれども、現在、公共施設等適正管理推進事業債という県債を活用しておりますけれども、これはこの基本方針を定めまして、その中に国指針で定める事項を記載していることが要件となっております。こうしたことも踏まえまして、基本方針を策定しているところでございます。

こうした中で、最初に申しましたように、現行方針、平成27年度からの10年としておりまして、今年度末が期限となりますことから、令和7年度以降の基本方針を策定する必要があるというところでございます。また、現行方針の基本的な考え方でございますけれども、①の長寿命化による財政負担の軽減・平準化に取り組んでいくということ、また、②の公共施設等の有効活用・適正化を図ることということにしているところでございます。

次に、2の第2期の基本方針の策定についてでございます。まず、(1)の基本的な考え方でございますけれども、国の指針が期間を少なくとも10年以上としていることも踏まえまして、令和7年度からの10年間としたいというふうに考えております。

次に、基本的な考え方や全体構成、記載内容でございますけれども、現行方針が国指針の定める事項を具備しておりますので、大きな見直しは行わない、長寿命化を維持するというのを考えております。その上で、公共施設等の現況及び中・長期的な経費の見込み等につきまして、時点更新を行いました。中・長期的な経費の見込み、試算でございますけれども、単純更新の場合と長寿命化を比較しておりまして、耐用年数経過時に単純更新した場合の年平均額は約560億円、これに対しまして、②長寿命化対策を反映した場合の年平均額は約417億円でございます。長寿命化対策を反映した場合の経費削減効果は約143億円となるところでございます。

こうしたことから、最初に申し上げましたように、現行方針と同様に長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、この方針は公共施設等全体の基本方針でございますので、各施設の維持管理等は、各部局において、この方針を踏まえまして別途策定しております基本的な方針や個別施設ごとの計画に基づきまして、適切に維持管理を実施してまいります。

次に、(2)の策定スケジュールでございますけれども、今定例会後、12月からパブリックコメントを行いまして、そして、2月定例県議会におきまして、パブリックコメントを踏まえまして案を御報告させていただき、3月下旬には第2期基本方針を策定してまいりたいというふうに考えております。

改めまして、ポイントでございますけれども、現在も長寿命化を実施しておりまして、計画を策定・更新いたしまして継続するというものでございます。

なお、次のページから素案を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

今回の公共施設等総合管理基本方針の策定に直接関係するかどうかは分からないんですけど、基本的な考え方として、島根県が持っている公共施設、先ほどあすてらすもありまし

たけども、利用料といいますか使用料が発生するような施設もあると思いますけども、今、全国的に県内でも市町のそういった施設の利用料、使用料っていうのは改定されて、上がる傾向にあると思うんですけども、物価上昇、エネルギー高騰も踏まえて、そういう判断をされてきていると思うんですけども、県としては、こうやって収入がなかなかない中、維持管理は難しいという中で、そういう考えは持っておられるのか。例えば、使用料もそうですけども、出雲空港の駐車場も、本会議でも質問もたくさん出てますけども、基本的には有料化ありきではないというか、混雑解消のための議論だということでは話が出てたと思いますけども、そういったところに安定的に施設をこれからも維持していくためにはやっぱり必要じゃないかなという考えもあると思うんですけども、県の大きな方針としてはどういう考えを持っておられるのかお伺いします。

○福井委員長

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

河内委員からの御指摘のとおり、今、物価上昇しておりますので、それを反映して、維持管理に必要なことも踏まえて、使用料を設定していくという大きな考え方はそのとおりだというふうに思っております。それで、その使用料をどうしていくのかということにつきましては、大きな判断というのは財政課のほうで行っていくことになりますので、財政課のほうでそういう問題意識を持ちながら、今、検討をしているところではないかと思っておりますので、今日御指摘があったことも踏まえて、伝えておきたいというふうに思います。以上でございます。

○福井委員長

ほかにもございますか。

田中委員。

○田中委員

これはいいと思うんですが、2番のほうですね、耐用年数に単純で更新した場合は560億円ということになってるんですが、ということは、この10年間で耐用年数のあるものは全て何らかの形で適正化の処置をされているということになるんですかね。

○福井委員長

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

すみません、分かりにくくて申し訳ないです。ちょっと資料の17ページを御覧いただければと思います。今御覧いただいておりますページが、上下で見比べていただくようにしておりますけれども、上が耐用年数経過時に単純に更新した場合のもの、下が長寿命化を反映した場合ということをつくっておるものがございます。上といたしますのは、耐用年数ですので、40年で建て替えをするというふうに前提とした場合に幾らかかるかというものを算定したもので、そして、今回長寿命化というふうに申し上げておりますのは、この下に書いておりますけども、その40年というのを65年に延ばしたときにどうなるかということを試算したものになっております。実際には、こういうふうになったときにどの程度の経費がかかるかということを見極めた上で、実際の財政状況等も踏まえながら判断をしていくというものでございます。従って、必ずこの額を毎年やっていくということで

はなく、まず、長寿命化した場合にはどれくらいの経費がかかるかということをごいうた形で全体像を把握し、実際に長寿命化していくのかということについては、個別に判断をして進めていく、その前提となる計画だというふうにお考えいただければと思います。

例えば、このページをもう1ページ進みました、こちらが長寿命化を反映させた場合の公共施設ということで書いておりますが、例えば、令和7年度の白色のところ更新ということであり、このタイミングで更新の時期を迎えますものがそれなりにあります。例えばこの県庁舎も更新のタイミングを迎えるんですけども、更新ができるかというと、建て替えができるわけではございませんので、更新が来るタイミングで更新をするとこれぐらいかかるということを見極めながら、実際にはさらに財政状況を踏まえながら検討して、財政状況も踏まえてやっていくという、そういう計画だということをご承知いただければと思います。以上でございます。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

よく分かりました。でありますので、もちろんこの計画は長寿命化したほうがいいということはおもう当然のことだろうというふうに思いますが、これをどうやってやっていくのかは今後の課題かなというふうに思っていますので、しっかりとこの計画にのっとって向かっていけるような対策を考えていただかないといけないかなというふうに思いました。ありがとうございました。

○福井委員長

ほかにございますか。ないようですね。いいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、以上で政策企画局の所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○福井委員長

それでは、出納局所管事項について調査を行います。

はじめに、会計管理者の挨拶を受けます。

出雲会計管理者。

○出雲会計管理者

福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方には平素より出納局業務に格別の御指導賜りますことをまずもってお礼申し上げます。

本日は、収入証紙廃止制度に係るパブリックコメントの実施の結果について、担当課長から御報告させていただきたいと思っております。何とぞよろしくご承知いたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、報告事項について執行部から説明をしてください。

佐々木審査指導課長。

○佐々木審査指導課長

それでは、収入証紙の廃止に係るパブリックコメントの実施結果について御説明いたします。本年10月の総務委員会におきまして、収入証紙を廃止し、それに代わる納付方法を整備することとし、これについてパブリックコメントを実施することを御説明いたしました。10月2日から実施しましたパブリックコメントでは、1名の方から2件の御意見をいただきましたので、今回、御報告いたします。

御意見の要旨とそれに対する県の考え方は、2に記載のとおりです。1つ目の御意見は、法人にとって利便性の高いペイジーの導入を希望するものでありますが、現在、県ではペイジーの導入を検討しているところです。①のしまね電子申請サービスでは、既に一部の使用料等において、ペイジーでの納付が可能になっており、今後も随時拡大していく予定にしております。また、②の納入通知書、納付書によるペイジーなどインターネットバンキングでの納付については、令和8年度以降に開始する予定にしております。納付方法は手続ごとに異なるため、全ての手続でペイジーが利用できるものではありませんが、引き続き県民の利便性が向上する方法を検討してまいります。

2つ目の御意見は、収入証紙の廃止時期及び証紙に代わる納付方法への移行時期について、随時情報提供を希望するものでありました。証紙の販売は令和8年3月で終了し、使用は令和8年9月までと予定しています。証紙廃止の情報や手続ごとに利用可能な納付方法や利用開始時期については、随時、県のホームページで確認できるよう対応してまいりますと考えております。今回いただいた御意見は、以前御報告いたしました、収入証紙の廃止及び証紙に代わる納付方法案の趣旨に沿ったものでしたので、これは検討の参考とさせていただきますながら、3に記載の今後の予定のとおり、収入証紙の廃止とキャッシュレス決済など、証紙に代わる納付方法の導入の準備を進めてまいります。以上でございます。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、出納局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で出納局所管事項の調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○福井委員長

休憩を取りたいと思います。再開は10時50分からとしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より教育行政全般につきまして格別の御指導、御鞭撻をいただいておりますことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

今議会は、報道発表したこともあって、不登校に関する話題を中心にたくさんの御質問をいただきましたが、ほとんどの質問の内容が義務教育、市町村立学校に関する御質問でありました。基本的に市町村立学校に対して、県教育委員会の権限としては、教員配置等を別にすれば、教員の研修と指導・助言というのが基本的な立場でありまして、指揮命令権限がないわけです。しかし、そういった中でも、県民の多くの方の御関心が義務教育部分、小学校・中学校部分にあるというのもまた事実でございますので、せっかく指導・助言するのであれば、しっかり相手を知った上でしたいと思っております。今年度、小学校を中心に現場を回らせてもらったり、市町村教育長とかなりの回数、直接顔を合わせて話をしたりする中で、今回もそれを踏まえて答弁をさせていただきました。いずれ県立学校へ入ってくる子どもたちでありますので、その前段階あるいはもう一つ前の幼児教育施設の段階もしっかり市町村と連携を取って、子どもたちが総合的に健やかに育つ、いい子に育つ、島根に育ってよかったと思えるような教育を一貫して行っていきたいという思いでございますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、山崎人権同和教育課長、欠席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された教育委員会に係る議案は、条例案1件、一般事件案2件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第159号議案について執行部から説明してください。

野々内総務課長。

○野々内総務課長

そうしますと、資料の1ページをお願いいたします。県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1、提案理由でございますが、人事委員会報告におきまして手当の見直しの必要性が報告されたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

2、背景ですが、高校の産業教育に従事する教員の確保が困難となっていることから、処遇を改善して教員を確保すること、また、支給方法は、現在日額実績支給のため、毎日の申請手続や決裁などの事務負担が大きいことから、支給方法を日額から月額に改めるものでございます。

3、条例の概要です。産業教育手当及び定時制通信教育手当の2つの手当の額を改正しようとするものです。現在、産業教育手当は農業、水産、工業に係る産業教育に従事する

教育職員に対しまして、定時制通信教育手当は夜間定時制、または通信制に携わる教育職員に対しまして、それぞれ勤務実績に応じて、（１）の表の改正前の欄に記載の額を支給しております。これを改正後のとおり、それぞれの手当の月額を給料月額に定率を掛けて支給する方法に変更することとし、表の改正後の欄に記載の限度額を超えない範囲で人事委員会規則で定めることとしております。

支給割合につきましては、産業教育手当は、教員確保のため、支給水準を引き上げることとしております。現在の支給額を定率支給に換算いたしますと、平均で月約２％相当の支給実績でございますが、この現行の支給水準を引き上げまして、定率５％とすることで、月額では平均約７，０００円程度を約１万７，０００円に、年額ベースですと約９万円を約２１万円に引き上げることとなります。定時制通信教育手当は、支給水準は現行の水準としまして、定率３．５％などの支給割合を設定しております。

（２）につきましては、教育職員が欠勤ですとか育児部分休業、介護休暇などによって勤務しない場合に、勤務１時間当たりの給与額に勤務しない時間を掛けて給与を減額するとしておりますが、産業教育手当及び定時制通信教育手当が今回月額支給となりますことから、知事部局や他の都道府県の状況に合わせて算定基礎となる給与額に２つの手当を加えるものでございます。

（３）につきましては、関連する条例の一部改正、（４）は、（１）に伴う規定の整理でございます。

４、施行期日でございますが、令和７年４月１日としております。

説明は以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

田中委員。

○田中委員

ということは、改正前は１時間につきとか休日につきとかってあったんですけど、それぞれの先生が、実習が違っていても、この給料の額というふうに受け取ったらいいんですか。一律、一緒だということですか。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

その方々の給料月額が異なりますので、額は一律ではないですが、考えとしては一律でございます。農業の先生、水産の先生、工業の先生、それぞれの給料月額の５％とするものでございます。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

再度確認ですが、同じ給料であった場合の先生方で、実習時間が違っていても同じ給料だということですかね。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

現在の状況でございますが、現在、授業1時間で例えば300円ですとか、2時間なら600円、それから週休日ですと2時間以上で1,200円とか、そういうふうに決まっております。それぞれの先生方の勤務に応じて変わります。10時間されるのと20時間されるのでは変わりますが、今後は一律に月額で決めますので、月額の5%ということで、10時間されても20時間されても5%を保証するという形でございます。

○福井委員長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第159号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第159号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第172号議案及び第173号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

野々内総務課長。

○野々内総務課長

それでは、資料の2ページをお願いいたします。2件の公の施設の指定管理者の指定につきまして、一括して御説明いたします。

1、対象施設及び指定管理者の業務等についてでございます。まず、第172号議案の県立青少年の家につきまして、主な業務は施設及び設備の使用許可、使用料の徴収及び維持管理業務等。指定する期間は令和7年4月1日から5年間。公募額は4億3,500万円余でございます。第173号議案の県立古墳の丘古曾志公園につきましても、主な業務及び指定する期間は県立青少年の家と同じでございます。公募額は4,100万円余でございます。

2、指定管理者候補の選定についてでございます。県立青少年の家に係る応募者は、北陽ビル管理株式会社の1者で、応募額は4億3,400万円余。県立古墳の丘古曾志公園に係る応募者は、株式会社MIしまねの1者で、応募額は4,100万円余でございました。いずれも、本年10月に指定管理者候補選定委員会による面接審査を実施し、サービスや維持管理の内容、運営する団体の財務状況といった条例に定められた指定基準に応募額も加えて総合的に判断し、また、主な選定理由に記載しております意欲や姿勢などを評価し、それぞれの応募者を指定管理者候補として選定するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

角委員。

○角委員

先ほども政策企画局でも聞いたところなんです、この公募額は、昨今の給料の、賃金アップを反映した額であるというふうに理解してよろしいですか。

○福井委員長

土江社会教育課長。

○土江社会教育課長

積算に当たっては反映をしております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

そうであれば、それに準じて応募者も給与アップがされていると思いますが、今後ともその状況はよく観察していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○福井委員長

ほかにございますか。

内藤委員。

○内藤委員

それぞれに指定管理になられたところがいけないということでは全くないんですけども、そもそも、この指定管理者候補が1者というのは、もう少しあった上の選定になる方法のほうが、よりいろんな管理が、工夫ができていいのかなと思ってみたりしたものですから。その1者になるっていうことが、もう少し工夫して、2者とか3者とか、そういうことにはならないものですかね。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

結果として1者の応募でございましたが、私が承知しておりますのは、募集要項の配付あるいは現地説明会には、例えば青少年の家のほうですと4者、実際にいらっしやっています、結果的に1者の応募しかなかったということでございます。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

これ、指定管理の場合だね、予定価格っていうのはあるの、一応。公募額、載ってますよね、公募額が。公表されてます。その予定価格、私が心配するのは、要するに、これも一つの公共事業ですよ。この金額を今、県とすれば、公募額っていうのは、これを大体これぐらいの出費は確保してるわけだ。だから、この目的というのは、この金額によっていかにいいものをつくるかということと、それから、この金額によっていかに地域経済効果を図るか、島根県のように民間資本が脆弱なところは、これによって地域経済効果を図るっていうことを考えないけん。そう考えたときに、この公募の金額よりも、ややもすると、金額だけで決める、安いからあそこに決めるということじゃなくて、もうここまでの出費は確保してるわけだから、問題は内容だと思うんですね。それだけの出費は確保してるわけだから、できるだけ、金額は減らなくていいから、もう確保してるわけだから、より充

実した、アップグレードな内容にしていく、そういう観点に立って決めるべきだと思うんだけど、往々にして、安いからあそこにしたんだということになりやすい。確かに、今までやっておったところがまた応募すると、いろんなノウハウが分かってるから、確かに安い金額を入れる可能性もある。けどもう、改めて発注者として、要するにそれだけのもう出費は確保しとるわけだけん、内容の充実を軸足に置いてやらないかんと思うけども、どう思う。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

五百川委員おっしゃるとおり、応募額につきましては公募額として公表しておりますので、その金額については改めて提示しているところでございます。ただ、今回、公募額につきましては、もちろんこれだけで決めているわけではございませんで、提示されたサービスの内容ですとか、それから提案の内容ですとか、維持管理の内容ですとか、あと、団体の財務状況ということで、それらを総合的に評価するというところでございます。ですので、その金額を安くありきではなくて、さらにサービスをいかに向上させるかということでございます。今後もまた指定管理者と日常的に対話しながら、よりよいサービスに努めてまいりたいと思っております。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

分かりました。そうあるべきだと思うけども、現実問題は、安いところから取ると、そういう形になってるのを見ると、要するにやっぱり金額が全てじゃないかと。こういうことに、一般的にね、指定管理の場合にはやっぱり安くないといけない、そういう風潮っていうかね、そういうふうな固定観念持たれる。これはいいことじゃない。やっぱり我々とすれば、予算を組んだわけだから、その予算の中でいかにいいものをつくっていくか、アップグレードするか、これが大事なんで、そのことは十分にアピールしとかなないけんと思う。

○福井委員長

角委員。

○角委員

先ほどの話の中に、事前説明のときには4者来ていたけれども、3者は辞退されたという、辞退されたのか、その辺の状況はよく分かりませんが、辞退された、多分当初は関心があって、受ける気持ちもあったかもしれないですし、そここのところ、やめられた理由をやっぱり調査されて、先ほど言われた、この公募額が低いから辞退されたということもあるかもしれないですね。だから、そこら辺を、辞退されたっていうところを丁寧に聞いていただいて、どういうところにこの公募の問題があったのかっていうところもぜひ調査していただければと思いますが、どうでしょうか。

○福井委員長

土江社会教育課長。

○土江社会教育課長

すみません、説明会につきましては、応募ということではございませんで、こういったことをお願いするかとか、そういったことを説明させていただいて、現地も含めて見ていただいたということでございます。なぜそれで応募をされなかったのかということについては、今、承知しているものはございませんで、それをちょっと尋ねていくということが本当にできるのかどうなのかということも含めて、少し、何ができるのかということは考えてみたいと思います。

○福井委員長

角委員。

○角委員

なかなかそこら辺の調査は難しいかもしれませんが、先ほど五百川委員が言われたように、やっぱり金額がネックとなったっていうこともあり得るかもしれないですね。本当はもっといいものを提案したかったけども、その金額では難しいと思われたかもしれないんで、できるだけそこら辺の調査をできる限りのところでしていただいて、よりよい指定管理になるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○福井委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第172号議案及び第173号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第172号議案及び第173号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

野々内総務課長。

○野々内総務課長

そうしますと、資料の3ページをお願いいたします。令和6年度一般会計補正予算（第7号）、11月補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、表に記載の3事業につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。表の1番は、現在の公立高等学校入学選抜検定料の納付方法でございます収入証紙を今後、県全体として廃止する方針であることへの対応と、あわせて、志願者の利便性向上及び教職員の事務負担軽減を図るため、来年、令和7年度に実施いたします令和8年度の入学者選抜からインターネット出願を導入することに伴う債務負担行

為でございます。これによりまして、出願、検定料の納付、合格者発表までをオンライン上で行うことが可能となり、それらを一元管理するシステムを導入することとしております。今年度からシステム構築を行いまして、その後5年間の運用を一体的に契約するため、今年度から令和11年度までの間の債務負担行為として、限度額1億4,200万円余を設定するものでございます。表の2番、3番につきましては、先ほど御説明いたしました、公の施設の指定管理者の指定に係る債務負担行為の設定でございます。県立青少年の家の限度額は令和7年度からの5年間で4億3,400万円余、県立古墳の丘古曾志公園の限度額は同じく5年間で4,100万円余を設定するものでございます。

説明は以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第146号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

それでは、お願いします。県立高校魅力化ビジョンの骨子案について御説明いたします。4ページを御覧ください。

1、県立高校魅力化ビジョンは、平成31年2月に策定し、今後10年間の方向性を示すとともに、前半5年間の具体的な取組を示し、後半5年間については改めて検討していくとしました。

2、計画期間につきましては、上位計画である第2期島根創生計画や次期しまね教育振興ビジョンを踏まえた検討を行うため、前半期間を1年延長して令和6年度までとし、後半期間を令和7年から11年までとしました。

3、ビジョン骨子につきましては、現行ビジョンの章立てを継承するとともに、各項目について、次期上位計画との整合性などを考慮しながら、教育行政を取り巻く環境の変化や前半の取組の成果、達成状況等を反映し、継承する部分、削除修正する部分を整理しています。

次期ビジョンの骨子案は、別紙として5から7ページまでに示しております。5ページを御覧ください。資料は各1枚、第1章、第2章、第3章としてまとめています。上にあ

ります青色の網かけで示している各章のタイトル、サブタイトルは変更せずに継承しています。資料のつくりといたしましては、左半分には骨子の項目を、右半分に見直しを行った後半の項目を骨子案として掲載し、その間を矢印で関連づけをしています。赤字は追加修正する項目で、黒字は継承する項目になります。追加修正する項目である赤字を中心に御説明します。

第1章につきまして、右側の1、学校と地域の協働体制の充実としています。前半5年間において、全ての高校にコンソーシアム、学校運営協議会を設置し、また、各校においてグランドデザインも策定し、PDCAを回しているところです。今後は、この協力体制、協働体制の充実・推進と、持続可能な運営を目指します。さらに、赤字で「新」と示しています(3)卒業生とのつながりづくりが重要になってくると考えています。

2、地域資源を活用した特色ある教育課程の推進、これは、左側では構築としていたのを推進に変更しています。右側には具体的に探究的な学び、キャリア教育、高大連携と整理し、また、教育活動に関わる役割の最適化やコーディネーター人材の確保・育成を上げています。

3、多様な学びの保障については、右側、具体的な項目として授業改善、指導力向上、資質・能力の育成に向けた教育の充実、小規模校等における多様な学び、地域における学びの場づくり、部活動の充実、これらを上げております。

4、「学びの成果」の捉え方・示し方につきまして、これも右側、評価方法の開発・実践として、観点別学習状況の評価、指導と評価の一体化、評価の効果的な活用を中心に組み組んでまいります。

右側5、「しまね留学」による県外からの生徒の受入れについて、しまね留学の推進から文言を変更しています。近年、県外中学校卒業生を県立高校で200人前後受け入れています。引き続き、県外からの生徒を受け入れることで、多様な価値観との出会いなど、県内外の生徒が互いに切磋琢磨できる教育環境としたいと考えています。

続きまして、6ページを御覧ください。第2章です。1、「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善について、右側(1)、今年度から実施する新たな入学者選抜制度、特色選抜について、新たな入学選抜制度の導入や継続的な検証・改善を進めていく必要があります。

2、特色ある学科・コースの設置による主体的な学びの推進について。(2)、専門高校について、昨年度のところ松江工業高校において学科改編を行いました。今後も必要に応じて、地域や社会のニーズなど時代に応じた学科の設置や教育課程の編成を検討する必要が出てくるということで新設としています。(4)、定時制・通信制について、新規の③、④。③のところ、通信制高校におけるデジタル教材の活用、④のところ、遠隔授業やオンデマンド教材などの研究、これを追記しています。

3、生徒の主体性が発揮される高校づくりについて。(1)、主権者教育、(2)、生徒会活動、(3)、学校運営への参画と具体的に上げています。

右側4、教育上の支援が必要な子どもの学びの保障についてです。これまでの左側のほうでは、4、5と別建てにしていた、4、学びのセーフティネットの構築と、5、インクルーシブ教育システムの推進、これらをまとめて、教育上支援が必要な子どもの学びということで整理しています。国の新制度などを活用した柔軟な履修や単位認定、日本語指

導の充実、生徒一人一人の学ぶ権利を保障するための学校づくり、中学・高校間での連携強化、通級による指導の充実、これらを具体で上げています。

右側5、ICTを活用した授業改善の推進は、教育委員会事務局として取り組むことと、各学校において取り組むこと、分けて整理いたします。

続きまして、7ページを御覧ください。第3章です。右側、最初の項目1、地域別高校の在り方について、左側、これまで都市部（松江市、出雲市）、（2）その他地域、（3）松江市内の通学区、（4）地域外制限、（5）浜田市、江津市というふうに整理していたものを、右側、まず、（1）県立高校の在り方について。地域における高校・学科の在り方、配置について検討し、適切に定員管理をするとまとめた上で、（2）松江・出雲地域、（3）その他地域、（4）江津地域における新設校の設置という形で整理し直しています。松江市の通学区については、令和3年度に撤廃、県西部の大田、浜田、益田の普通科における地域外入学制限は、令和2年度に撤廃。さらに、今年度実施される新しい入試制度により、特色選抜では地域外入学制限を撤廃としており、左側の（3）、（4）の項目は削除とし、一部必要なものは（2）のところに移すように整理しています。

2、教職員の働き方改革、教員の確保・育成について。（1）働き方改革はさらに進めていく必要があります。（2）教員の確保・育成については、右側⑤、採用試験制度のさらなる見直し、積極的な広報として、県外受験会場の設定や面接時間の拡大、しまね創生特別枠などの充実を。また、⑥若手教職員の不安解消、意欲向上に向けた取組として、採用前研修の拡充や大学と連携した若手教員交流セミナーなど、項目に分けて整理しています。

4ページに戻りまして、4、スケジュールです。1月、総務委員会でビジョンの素案について御報告し、御意見をいただきます。さらに3月、ビジョン（案）としてまとめたものを御報告し、御意見をいただく予定としています。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

資料8ページを御覧ください。毎年、文部科学省が実施する問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査の公表に合わせ、島根県の令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について報告いたします。

1、島根県の調査結果の概要です。この調査においては、前提として義務教育学校の数値を、前期課程は小学校、後期課程は中学校にそれぞれ計上しております。

まず、1、暴力行為の発生件数についてです。公立の小・中・高等学校合計で621件、前年度比291件減、該当の児童生徒1,000人当たりの発生件数は9.6件、前年度比4.4件減でした。発生件数、1,000人当たりの発生件数、いずれも前年度と比べ減少しております。県内国公立1,000人当たりの発生件数9.2件は、全国平均の8.7件を0.5件上回っております。小・中学校の暴力行為の対応についてですが、市町村教育委員会からは、遊びやふざけ合いから暴力行為に至るケースや、コミュニケーション不足から暴力行為に発展するケース、あるいは一人の子どもが何回も暴力行為を繰り返すケースなどがあると報告を受けております。暴力行為の件数が減少した理由の一つとしては、令和4年度分の調査までは、文部科学省が暴力行為として示す例示を下回る程度

の行為、例えば、ちょっと後ろから押すでありますとか、それで泣き出したから、あなた、それは暴力よというような指導をするだとか、あるいはちょっとつねってみたのが、あなた、それは暴力よというような、そのような程度の行為が一定程度含まれておりました。令和5年度分の調査からは、そのような程度を下回る行為を学校が計上しないようになってきていることが上げられます。したがって、暴力行為は減少しましたが、学校の様子は昨年度までと大きな変化はないものと捉えております。引き続き、初期段階から丁寧に対応していくことを求めてまいります。

続きまして、2、いじめの状況等についてです。公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校の認知件数の合計は3,527件、前年度比375件増。該当の児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.8件、前年度比6.2件増でした。認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも3年連続の増加で過去最多となりました。県内国公立1,000人当たりの認知件数50.9件は、全国の国公立1,000人当たりの認知件数57.9件を7.0件下回っております。認知件数の増加については、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、学校で実施される定期的なアンケートや教育相談体制の充実によるきめ細かい対応などの定着、SNSやネット上におけるいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられます。

続きまして、3、小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況についてです。公立小・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,283人、前年度比372人増。1,000人当たりの人数は45.9人、前年度比8.0人増でした。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに8年連続の増加で過去最多でした。県内国公立小・中学校の1,000人当たりの人数45.6人は、全国平均の37.2人を8.4人上回っております。文部科学省は増加の要因として、児童生徒の休養の必要性を明示した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法の趣旨の浸透等による保護者の意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や、必要な支援が足りなかったことなど、複合的な要因を指摘しており、本県も同様に捉えております。

続いて、資料9ページをお願いします。4、高等学校の長期欠席者のうち不登校生徒の状況についてです。公立高等学校の不登校生徒数は307人、前年度比14人増。1,000人当たりの人数は23.2人、前年度比1.1人増でした。不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに増加に転じました。県内国公立1,000人当たりの人数25.4人は、全国平均の23.5人を1.9人上回っております。

次に、高等学校中途退学者等の状況についてです。公立高等学校の中途退学者は98人、在籍者数に対する割合は0.7%でした。中途退学者数、割合ともに、昨年度と比べ増減はありませんでした。県内国公立の在籍者数に対する割合1.1%は、全国平均の1.5%を0.4ポイント下回っております。中学校でのキャリア教育や高校のオープンスクールなどによる情報提供によりミスマッチが少なくなり、全国より低い状況を維持していると考えております。

続いて、II、島根県の対応についてです。生徒指導上の個別の課題に対して、10ページにかけて島根県の対応を項目別にまとめておりますが、この中からいじめと不登校について説明いたします。

2、いじめについての項目ですが、日常のいじめを許さない環境づくり、早期発見につながる取組、そして早期対応に関わることなどについての対応をまとめております。

3、不登校についてです。次のページにお進みください。不登校の項目では、教職員個人の力量に頼るのではなく、チーム学校としての支援を展開するために作成した不登校支援リーフレットを踏まえた教育相談体制の推進について、そして、令和6年3月に実施した不登校に関するアンケート調査で得られた結果から、教職員の意識を変えていくことで、不登校児童生徒それぞれの状況に応じた支援につなげていくことなどについて記述しています。その他の項目においても、児童生徒の発達を支えるような側面に着目した取組を進めておりますので、御参照ください。

次に、11ページからは別紙と参考資料になりますので、いじめと不登校に関して要点を簡潔に説明させていただきます。

資料13ページを御覧ください。ここでは、不登校児童生徒の欠席期間別実人数を掲載しています。この調査項目については、令和5年度調査から50日以上欠席しているものの区分が新たに追加されています。(1)不登校児童生徒のうち、欠席日数30日から89日であったものの割合のグラフでは、令和5年度の公立小・中学校の不登校児童生徒のうち50.1%がここに属しています。全国は45.0%です。島根県は5.1ポイントの差で全国より割合が高い状況にあります。(2)では、不登校児童生徒のうち、欠席日数90日以上、出席日数11日以上のもので割合になっております。島根県は40.6%、全国は44.5%で、島根県は3.9ポイント、全国より割合が低い状況にあります。これらのことから、島根県の不登校児童生徒の欠席期間は、全国に比べ、長期化に至る割合が低いことが見てとれます。

続いて、資料16ページをお願いします。ページ下段に、いじめ発見のきっかけについて掲載しております。「学級担任が発見」が594件、前年度比103件増。「本人からの訴え」が1,202件、前年度比253件増と、前年度から大きく増加している項目になっています。このことは、被害を受けた子どもが学校に対して被害を訴えやすくなってきているのと同時に、教職員のいじめの定義に関する理解が進み、初期段階からいじめとして捉えることができるようになってきていることを示していると考えています。引き続き、いじめを見逃さない雰囲気为学校においてさらに醸成されるように働きかけてまいります。

次に、資料17ページを御覧ください。(2)不登校を把握した事実についてです。この項目は令和5年度分の調査から変更しており、令和4年度分の調査までは不登校の要因という項目でした。令和4年度分の調査では、文部科学省が示す要因の区分の中から主たるものを一つのみ選択し、主たるもの以外に当てはまるものを1人2つまで選択できるという調査方法でした。令和5年度分の調査からは調査区分が変更され、不登校児童生徒について把握した事実として、該当する児童生徒について当てはまる区分を全て回答するように変更されています。したがって、令和4年度までの調査結果と直接比較することは難しいと考えておりますので、その点については御留意ください。その上でのことになりますが、令和5年度分の調査で回答が多かったものは、公立の小・中学校とも、「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった」、「不安、抑鬱の相談があった」、「生活リズムの不調に関する相談があった」となっております。

続いて、すぐ下の(3)、学校内外の機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生

徒の割合を御覧ください。令和5年度、島根県は27.1%、全国は38.8%で、島根県は11.7ポイント低い状況にあります。このグラフからは、過去5年にわたり島根県は全国より低い状況にあることが見てとれます。欠席期間別実人数や学校内外の機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の結果は、不登校の児童生徒が置かれている個別の状況に応じた教職員の丁寧な対応によるものと推測しております。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針（素案）について御報告いたします。

資料は19ページを御覧ください。現在、国では公立中学校の部活動の段階的な地域連携や地域移行の取組を推進しておりますが、これを受けて、県としての方針、考え方を示すものです。

まず、1の策定の趣旨・目的ですが、部活動を取り巻く環境は、生徒数の減少や教員の負担など様々な課題が顕在化し、学校だけでは抱え切れなくなっている現状があります。そうした中で、子どもたちの活動を継続していくためには、学校と地域がより関わりを強くしていく必要があります。ただ、本県では、受皿となる団体や指導者になる人材といったリソースに限りがあり、簡単には進まないと考えられますが、地域の実情に合ったやり方を関係者が知恵を出して考えていく必要があります。そのために県としての方針を策定するものです。

2の方針の概要に幾つかポイントを記載しております。方針の対象範囲は、公立中学校における運動・文化芸術活動としています。検討の対象期間は、島根かみあり国スポ・全スポの開催年度である令和12年度末までの期間を目安としています。これは、現在、県や市町村において国スポを見据えて、指導者や大会役員などの確保、育成を進めております。その方たちが今後、地域移行を進める際の担い手となる可能性があり、現段階で国スポ後のことを想定するのは難しいと考えられることから、国スポまでの期間を対象としているものです。

次に、（4）の検討の方法についてです。学校設置者である市町村が、令和7年度末までに市町村における検討の策定に努めること。まずは、休日における全ての部活動を対象に、地域のスポーツ団体等による活動が可能か検討すること。その上で、活動の受皿の確保、費用負担、指導者の確保といった課題の解決が難しい場合は、外部指導者の活用や複数校での合同部活動など、地域と連携した部活動として継続することとしています。

次に、（5）の県の役割についてです。これまでも環境生活部と連携してきておりますが、市町村の協議会等への参加や市町村同士が情報共有できる場の確保、各種情報提供といった支援や部活動指導員などの外部指導者の育成、活用に係る支援を継続して行っています。

最後に、3の、これまでの経過と今後の予定についてです。今年の7月に有識者による検討委員会を設置し、これまでに3回の委員会を開催して御意見をいただいております。今後は、パブリックコメントにより、広く一般からも御意見をいただいた上で、検討委員会を開催して、最終案を取りまとめ、2月議会の本委員会に御報告した上で方針を策定す

る予定です。来年度以降は、地域連携や地域移行に関するより具体的な取組方策などを提示して、市町村の取組の後押しをしていきたいと考えております。

20ページ以降に方針の素案をつけております。詳細の説明は省略いたしますが、先ほど説明したような基本的な考え方や検討していく内容などについて記載していますので、また御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

説明ありがとうございます。働き方改革について触れられてるところがあると思います。部活動の地域移行についてですけれども、基本的な考え方として、休日について部活動の地域移行を進めていくということですが、資料を見させていただきましたけれども、ただ、平日も移行する場合もあるだとか、そういうことが書いてあります。今の教職員の働き方改革というところも含めて、そういった負担を減らしていくというのは全国的な流れであるというふうには承知してはいますけれども、これ、全国的なことなのか、島根県なのか、松江市なのか分かりませんが、松江市においては、今、小学校での部活動って恐らくしてないのか、ほぼしてないと思ってます。私が小学生のときは、部活があって、逆に言うと、美保関町でしたけど、スポ少はなくて、男子はサッカー、女子はバレーということだったんですけども、気づいたら、小学校の部活動なくなって、今、それぞれやりたいスポーツとか、塾へ行ったりとかされてるような状況なんですけども、この中学校の部活動が地域に移行していく中で、小学校が部活動地域移行というか、部活動を廃止したような背景だとか、そのときに島根県でどのような議論とか、どのようなことが起こったのかっていうことがもし情報として分かれば、今後いろいろ議論する中で参考にしたいなと思うんですけども、お答えがあればお聞きしたいです。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

現在、小学校については、部活動ということではやっていないと承知しておりますが、大分以前からスポ少という活動に移っていたと私も認識しておりますが、それがなぜスポ少に移っていったのかというのは私も承知しておらず、申し訳ないですが、今の中学校における様々な現状ですね、生徒数の減少とか、教員の負担とか、そういった課題とはまた別のことがあるのではないかなとは思っておりますが、今の段階でのお答えは、私からは難しいかなと思ってます。

○福井委員長

河内委員。

○河内委員

ありがとうございます。私の雑な考えかもしれないですけど、小学校で部活動が廃止されて、今、子どもたちが困ってるっていう現状はないのかなって思ってまして、むしろやりたいスポーツをやったりだとか、やりたい活動ができて、やりたくなければ所属し

てないですし、一方で、やっぱり送迎が必要だったりとか、少なからず会費が発生したりだとか、そういった面でやりたいけどできない子どもたちもいるのは現状なのかなというふうには思いますけども、中学校もまずは休日の移行、行く行くは平日も含めて移行していくという考えがあるのであれば、島根県に限ったことではないと思いますけど、小学校で部活動が廃止されていった、そういった歴史も非常に参考になるんじゃないかなと思いますし、中学校の部活動を地域に移行していく中で、今、小学校のスポ少とかっていうところが受皿になり得る可能性も大いにあるのかなって思うと、いろいろな経緯は把握されたりとか、参考にすべきなのかなというふうに思いますが、御意見があればお伺いしたいです。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

小学校について、今スポ少ということで、保護者が主体となって、地域の方も主体となって指導されたりとか運営をされたりという状況があって、その中でもいろんな課題があるとは認識しております。今、検討委員会の中でも、小学校の団体の方、学校関係者から広く意見をいただいているところでもありますので、そういったところも今後意見をいただいて、こういった方針を策定し、地域連携、地域移行ということを進めていけたらなと思っております。

○福井委員長

河内委員。

○河内委員

子どもたちの数が減っていく中で、部活動の維持も非常に困難だということも資料にも書いてありますし、そういう環境が変化する中で維持していくためにも、いろんなことを検討されていらっしゃるということですけども、小学校のほうも参考になされたらいいのかなというふうに思いました。

もう1点、ちょっと質問させてください。これもちょっとざっくりとした質問になるんですけども、不登校の関係です。いろいろ資料上げていただきましたけども、昨日も委員会で志塾フリースクールの山本さんとおむすびの大畑さんに来ていただいて、いろいろお話をお聞きしましたが、私もいつも答えが出ないのが、何でこれだけ不登校の子どもたちが増えていってるのかなということ、明確にこういうことだからという答えは持ち合わせてないのかなというふうには思いますけども、ちょっと自分的に考えたんですけども、学校が面白ければ不登校ってほとんどないのかなというふうに思っていて、学校が逆につまらなければ行きたくないよなというふうに思うんですね。会社とか仕事も一緒に、面白い仕事とか、やりがいがある仕事って多分離職率少ないと思うんですけども、そうじゃなくて、人間関係が複雑だとか、仕事についていけないとか、そういうことを思ったときに、それを学校に置き換えても、同じことがもしかしたら言えるんじゃないかなというふうに思っていて、答えのないような質問になって申し訳ないんですけども、企業はじゃあ、離職率を下げたりとか、採用を確保するために働き方改革を進めたりだとか、楽しい職場になるようにいろいろな設備投資したりだとかっていうことはありますけども、今、学校って、実際そういった考えを持って、子どもたちがより通いやすいというか、楽しくなる

ような学校を目指して運営をされてるのかなっていうふうに思うと、もちろんそれぞれの学校は努力をされてるとは思いますけども、学力テストの話だとか、宿題が多いとか少ないだとか、いろいろ子どももそういった面でもプレッシャーも感じながら、人間関係もこじれるとなかなか行きたくないというふうになっていくと思うんですけども、この質問もちょっとまとまり切らない部分もあるし、すみません、まとめます。まとめると、私が今言った、学校が面白ければ不登校って減るんじゃないかなっていう考え方について、そういう視点は持って学校運営というか、教育委員会として施策をされてるのかなということがお聞きしたいです。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

より通いやすくなるような学校運営がされているかということをございます。不登校に限らずですけれども、それぞれの子どもにとって学校が居場所となったり、居心地のよい場所になったりするような取組は、まず、魅力ある学校づくりということで、一番に考えられている取組だというふうに考えております。子どもによっては、独りぼっちでいることがすごく居心地がいいという子どももいます。そういった子どもが、あなた、もっと友達と交わりなさいよと言われると、逆に居心地が悪くなる場合もあると。そういったことを教員が理解しながら関わっていくというのも一つ大切なことだというふうに考えております。ですから、全ての子どもたちにとって、何かしらの居場所がある、居心地のよい場所があるような魅力ある学校づくりというのは進めているというふうに捉えております。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

部活動の地域連携・移行に伴うことに関してなんですが、この流れは変わることはないんですけども、ただ、これによって、スポーツに親しむ子どもがそういう機会を失うことにならないかなっていうことを少し懸念しているところです。やっぱり行きたいところが遠くになって行けないとか、あるいは親御さんの負担がかかるとか、そういったことで地域でやっているそういうスポーツに参加できないって子どもたちも出てくるのがすごく懸念されることなんですが、それを学校の体育の授業でどれだけカバーできるのかなというふうに思うんです。なかなか時間数が限られてる中で難しいことではあるかもしれませんが、やっぱり子どもの興味を引くスポーツ種目をやるだとか、あるいはそのために外部から講師を呼んでくるんだとか、そういう工夫が必要ではないかなと思うんですが、その点いかがなんでしょうか。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

地域移行を進めることによって、子どもたちの機会の確保が難しくなるのではないかと  
いうようなお話でした。

まず、地域移行が目的ではなくて、子どもたちの活動の場をしっかりと確保していくということが目的であって、地域移行・地域連携というのは手段であると思っていますので、そういうふうに進めていきたいと思っています。

体育の授業ということですが、体育の授業だと学習指導要領に沿ってしっかりと教えるべきことを教えていくという必要がありますが、今後、地域連携・地域移行も進んでいく中で、そういった連携というのは必要かなと思っていますので、言われたことも参考にしながら進めていきたいと思っています。

○福井委員長

角委員。

○角委員

できるだけそういうところと連携して取り組んでいただきたいと思います。地域移行をする中で、参加できない子どもがないように、やっぱり子どもたちがやりたいスポーツができる環境を整えるという、先ほど言われたんですけど、そういうことを常に念頭に置いてこの地域移行を進めていただくように、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からいたしますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、報告事項についての質疑を行いたいと思います。

森山委員。

○森山委員

県立高校魅力化ビジョンについてと、部活動の外部移行のところについて、それぞれ質問させていただきます。

まず、ビジョンについて、3つありまして、1つが、ここまでビジョン、前期のものを進めてこられて、いろんなコンソーシアムが全校でできたりとか、学校のそれぞれの地域における考え方の整理が進んだりとか、いろんな成果と呼べるものが出てきているかなというふうに思われます。そういった中で、この後期のビジョンを示されるに当たって、1つがコンソーシアムとか、カリキュラムマネジメントとか、地域との協働がこれからさらに進んでいくような形になっていくのかなというふうに思ったときに、コンソーシアムがさらに実体化されていくということが一つ大事なテーマになっていくのかなというふうに思っています。

そういった中で、幾つかの地域でお伺いしたことで、コンソーシアムって学校と地域の協働体制つくっていくというものだと思うんですが、その中で、校長先生、どうしても人事ローテーションの中で、2年や3年で異動していくということによって、せっかく関係性を築いて、いざ協働して一緒にいろいろはじめていこうと思ったタイミングで人が替わってしまう。今までの温度で協働がなかなかできないということに対しての歯がゆさを感じてらっしゃるみたいな話を伺いました。なかなかこの人事異動の難しさというか、その兼ね合いってこれだけではないと思うので、難しい部分だとは思いますが、そういっ

た管理職の方々の人事配置みたいなものの考え方を、地域協働するにはやっぱり人と人との関係性の中で進んでいく部分もあるのかなというふうに思ってまして、そういったところに対してのお考えを伺いたいなというのが1点目です。

2つ目が、総合型選抜とか特色選抜というものが広がってきていて、それ自体はいいことかなというふうに思ってるんですけども、高校側もこれから特色選抜で選んでいくという中で、今までの選考フローよりも、ペーパーテストのマル・バツだけじゃない、多面的な評価となると、やっぱりこの選考に、何ていうんですかね、時間がかかっていくということもあると思いますし、総合型選抜が広がってくる中で、3年間を多面的に評価していくことによって、ある意味評価する、毎年とか每学期評価していくことの、今までよりも時間的な労力を割いて評価をしているというのを学校現場から伺いました。そういった中で、この選抜、こういう多面的な評価の選抜が広がっていくことは私は推進していくべきだとは思いますが、先生方の負担感ということを軽減できるような対策を、今後ぜひ検討していただきたいなということで、その辺りについてのお考えを伺いたいというところが2つ目です。

3つ目が、しまね留学、今200名前後の県外からの留学生入っていて、その中に書かれてると思うんですが、これからの後期に当たって、これちょっとお考えを伺いたいんですが、これ、学校のコンソーシアムが掲げているグランドデザインとかビジョンみたいなところにグローバルな人材の育成とかっていうのを掲げられている高校もある中で、いろんな取り組みされてらっしゃると思うんですが、一つの選択肢として、すごいこれは負担感があるのでなかなか難しいところはあると思うんですが、海外からの留学生っていうものについての何か可能性というか、そういった中での本当の意味での多様性を学校の中につくっていくという中で、言語の壁だったりとかいろいろハードルはあると思うんですけども、何かそういったことを推進したい学校があったときに進めていくみたいなことが島根県教育委員会としてどのように考えているのかっていう、私は何か1校か2校とか、そういう特出した取組が出てきても面白いのかなというふうに思っています。

というのがビジョンについての3点で、最後は部活動移行について、基本的には、先ほど角委員からの御質問の中で、部活動移行は手段であるという話はあったと思うんですが、私が聞きたいのは、先生方が部活動指導を結構やりがいというか、教科指導と並行して部活動指導って今まで先生方のある意味アイデンティティーであった部分として仕事をされてらっしゃる先生も比較的多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思ってまして、私の同級生なんかでも、サッカーを指導するためとかテニスを指導するために先生になったというふうに言ってる人もいる中で、やりたい先生は部活動の指導を続けれるっていうことなのか、一旦その辺りについての考え方というか、今まで説明があったら申し訳ないんですが、お聞かせいただきたいなと思ひまして。以上でございます。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

まず、1点目でございます。人事配置の中で県立学校、県立高校の校長がどうしても2年、3年で人事異動していくという中で、各校の現在の取組、活動をいかに継続、さらに発展させていくかといった御質問でございました。御質問にありましたように、どうして

も人事配置というところ、2年、3年で人事異動という、中には4年というところも過去にはあったと私も承知しておりますけれども、ここも含めて、全体の人事配置を見ながらの最終的な配置といったところにはなるところでございます。これまでも、基本的には適材を適所にといった配置は行っているところございまして、年度を通して各教育委員会の関係者が校長、管理職に様々な聞き取りであるとか学校訪問等を通じて、各地域、学校の状況もお聞きしております。課題やこれからの方向性もお聞きしております。そして、さらには人事異動を行う中で、具体的に各校の校長から人事ヒアリング等をして、意見交換も行っているところでございます。将来展望、学校の今後の在り方であるとか、仮に管理職が今後異動していく中で、どういった資質、能力を持った管理職が配置できたら良いかといったような要望も我々聞きますので、その中で総合的に検討させていただくということになるかと考えております。いずれにしましても、引き続き各校の状況をしっかりと見てまいりたいし、声は酌み取ってまいりたいと思っております。以上です。

○福井委員長

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

2点目の御質問でございます。総合型選抜導入に伴って選考フローに時間がかかるのではないかとところで、時間軽減の取組です。これにつきましては、午前中のほうでインターネット出願等を補正予算の説明がございましたが、そういった形で、まずは出願の時点で、これは令和8年度入試からですけども、教職員の事務作業軽減ですとか、それから保護者の出願手続、こういったものが今までよりも少し易しくなると。それからペーパーレスだとか、そういったことを一つ考えているということ。それから、今回導入します総合型選抜につきましては、学力検査というものも導入するわけですけども、これについても、総合型選抜については県教育委員会のほうで問題を作成する、そういったものを提供するというところで、学校現場の負担が軽減できるのではないのかというところです。それから、選抜全般について、デジタル採点システム、こういったものも今年度入試から全校で導入する予定にしておりますので、その辺りも軽減につながるのではないかとというふうに思っております。

それから、3年間、生徒の学びを多面的に評価ということで、これは観点別評価のことではないかと思うのですけれども、これにつきましては、令和4年度から高等学校、いわゆる絶対評価という形で、他の生徒と比較してどうこうではなくて、個々の生徒がどういうふうに伸びてきたかと、そういったものを今取り入れながらやっているというところで、従来に比べますとその評価の仕方が変化してまいっておりますので、まだ手探り状態というところもあろうかと思うのですが、従来、例えば大学入試のための相対評価という捉え方もございました。そういったことを考えますと、指導と評価の一体化という側面から、今、文部科学省の動きを取り入れながら取り組んでいるわけですけども、今まで以上に生徒一人一人をきちんと評価できるシステムになっているのではないかとというところで、県教育委員会としましても、研修会等を通して、学校の教員の負担等があれば、その辺り、丁寧に酌み取って改善につなげていきたい、こういうふうに考えております。

○福井委員長

岩田地域教育推進室長。

○岩田地域教育推進室長

それでは、3点目、しまね留学に係る海外からの受入れについてでございます。海外からの受入れについて、今後5年間、まさにしまね留学、多様性というところをもう少し高める、こういったところを今検討しております、また、現在、今、海外の日本人学校、こちらのほうに生徒募集をやっている高校も県内にはございます。こういったところの取組を見ながら、森山委員のおっしゃられたところ、こういったふうにはできるのか、今後の素案あるいは案を考える中で検討してまいりたいと思います。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

部活動指導について、やりがいを感じている教員がいるのではないかとということで、一定数そういった教員はおります。今回は、まずは休日の部活動の地域連携、地域移行ということですので、平日については部活動として残るということですので、まず、教員が部活動の指導をしていくという体制は残ります。休日について、部活動の地域移行が進んだ場合での指導者の確保ということが地域移行については大きな課題と考えております。そういった中で、教員の指導者というのは非常に貴重な存在ですので、やりたい教員が指導をできる環境というのはつくっていく必要があると思います。素案の中でも、素案の28ページにも示しておりますが、教員の兼職、兼業の取扱いを整理するというにしております、指導したい教員がいる場合は、地域クラブの指導を可能にすると。兼職、兼業、学校の業務をした上で、地域クラブでの指導をすると、そういった取扱いを今、整理しているところです。地域移行になかなか課題があって進まない場合は、地域連携として部活動は残していくということになりますので、そういった場合は教員が主体となって外部指導者と連携して、引き続いて指導していくということになります。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。管理職の人事のところに関しては、先生とか学校の意向とか、現状を見ながらというのはこれまでもやってこられて、そういった事情があることは承知しております。そういった中で、地域とかコンソーシアムの意向を全て酌めるわけじゃないと思うんですが、そういったところの声も拾い上げていくことによって、本当の意味での協働が進んでいくんじゃないかなと思いますので、ぜひそういった観点を持ちながら、先生方の配置ということも進めていただきたいと思います。

多面的な評価における対応ってところ、こういうことが進んでいることは重ね重ね私はすごく前向きに捉えているんですけども、そこにプラスオンの業務が発生しているということをどう軽減していくかということ、ぜひ引き続き先生方の声を拾いながら、必要に応じて予算措置も含めて進めていただきたいと思いますというふうに思っています。

海外からの受入れ等々に関してはぜひ、あと、部活動移行については御説明いただいてよく分かりましたので、ぜひ引き続き進めていただければと思います。ありがとうございました。

○福井委員長

ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

それぞれ3項目について伺いたいですが、まず、部活動についてであります。検討の対象期間は令和12年の予定までっていうのは、ここまでに決定をするのか、ここから決定したことをやるのか、ちょっとそこら辺のところ分からないので、もう一度教えてもらえますか。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

検討の対象期間を令和12年度末までとしておりますが、検討についてはなるべく令和7年度中に市町村でしっかり議論をして、方針などを示していただくということです。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

ということは、令和7年度中にそれぞれ協議会をつくって検討されて、それ以降、令和12年までの実施についてという素案ということよろしいですか。もう一回お願いします。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

はい、そのとおりです。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

ありがとうございました。分かりました。

それで、この中で、それぞれの市町村別で協議会を立ち上げるということですが、(4)のところで、複数校による合同部活動も検討ということですので、例えば中山間地域で、本当に中学校が2つしかない、2つだけではちょっとやれない場合とか、市町村単位でやれないような場合も出てくるのではないかというふうに思うんです。そうすると、市町村と行ってくくっていいのかということがまず1点と、(5)の県の役割として、必要に応じて協議会に参加というふうになってますが、当然、その協議会には県として参画してほしいですね、令和7年度までで期間が区切ってあるなら、なかなか市町村だけで進められることではないというふうに思いますので、ぜひ県としてしっかりとこの市町村のそれぞれの協議会に参加いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

まず、合同部活動についてですが、市町村単位でなかなか難しいのではないかとありますが、市町村でのお考えもあります、市町村でそういった合同部活動が難しい場合

は、広域的に市町村が連携してやるという手法もありますので、そういった場合は県としても仲立して調整に入っていきたいと思っております。

それから、協議会の参画についてです。現在でも、今、雲南市さんが協議会を積極的にされておまして、県からも参画しております。今後も、まだ半数ぐらいしか協議会が立ち上がっておらず、半数はこれから検討という段階ですが、しっかり市町村と連絡を取り合って、協議会への参加ということもしていきたいと考えております。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

ぜひお願いをいたします。

次、県立高校魅力化ビジョンについて、ちょっと細かい質問になりますが、第1章の1番で、新設で高校生とのつながりということで、これは高校魅力化コンソーシアムを持続可能な組織にするために、卒業生とのつながりという意味合いということなのかなと思ったんですけど、ちょっと私のイメージで、高校の魅力化コンソーシアムを持続可能化するために、卒業生にどういった形を例題として描いておられるのかということが知りたいのが一つと、あと、すみません、3番の多様な学びの保障と、4番の学びの成果のところを読ませていただきますと、とにかく学べるようにしましょうというようなところはしっかり書いてあるんですけども、この第2章は夢をかなえる高校づくりということになってるので、どちらかというとか、私は全員の皆さんにももちろん学びの保障をしないといけないけど、本当にやりたい、それぞれの学びがしっかりできていくような学びの支援だとか、充実だとか、向上だとか、そういったものが必要なんじゃないのかなというふうに私は感じました。ここには、皆さんが、生徒たちが学ぶことに対しての評価をどうするかというふうに具体的に書いてあるんですけど、もちろん評価をすごく大事にすることもいいのかもしれないけど、もっと支援をしていくこと、それぞれに寄り添って何か協力していくことみたいな文言を入れていただきたいということが私の思いでございます。いかがでしょうか。

○福井委員長

岩田地域教育推進室長。

○岩田地域教育推進室長

1点目の第1章、コンソーシアムのところと卒業生とのつながりづくりでございます。卒業生とのつながりづくりにつきましては、今、学校、あるいはコンソーシアムの方が、卒業生さんと連絡を取ってもらって、例えば帰省時に学校の探究学習に関わってくれる、そういった取組を行われているところがあったり、あるいは県外の生徒がしまね留学の説明会、こういったところに参加して、自分が中学生に対してこういった学びができたよということを伝えてくれたり、そのような取組がこの5年間の間、見られてきましたので、こういった取組をまた継続していきたいというふうに思って、つながりづくりというところを項目として上げています。

田中委員おっしゃられたのですが、コンソーシアムの持続可能な運営という観点におきましては、そういったところをひいては結果としてその地域へ、コンソーシアムとして、その地域への、いい活性化といいますつながり、あるいはそれが就業等に、そういった

観点でつながっていってくればよいというふうなことを思っております。以上です。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

田中委員御指摘の多様な学びの支援、特に第2章のところで、その支援の充実というところで、生徒にどのような学びが提供できるか、その協力支援していくような言葉を文章として盛り込んでいただきたいという御意見だったかと思えます。これから素案をつくったり、さらには最終案に向けて文章で膨らませていったりするタイミングにおいて、御指摘の内容について文言を検討していきたいというふうに考えております。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

最後の質問をさせていただきました不登校等についてであります。この中で、17ページの、学校内外の機関で相談、指導を受けていない不登校児童生徒の割合が、全国的には38.8%で、島根県は27.1%ということで、事前に聞いた中では、これは担任の先生は外されているか何かって言われて、養護の先生、保健の先生が関わった方のみだということで、実際はもう少し学校の先生、担任の先生や何かはいらっしゃるの、もっと関わっておられるということでありましたので、ぜひとも、これはあくまでもアンケートにすぎませんので、しっかりと島根県においては不登校の子どもさんたちについては、それぞれの学校の先生方がしっかりと関わっている。もちろん、関わってほしくないと言われていたことがある子どもさんいらっしゃるのかもしれないけれども、それぞれの保護者さんに様子を聞くとか、そういった形で、定期的にこんなことしてますよっていう形でもしやっていたらいいのであれば、ぜひ我々に教えていただきたいなというふうに思います。質問でも言いましたけども、やはり専門的にソーシャルワーカーさんとか、そういった方が入っていない方もいらっしゃるっていうことだったですけど、大丈夫であろうと思ったとしても、ぜひ専門家さんを最初の段階で学校内で話し合いの中で入れていただきたいということでありました。

というのが私の意見と、それと、野津教育長がおっしゃいました、やはり私は学校は面白くないところもたくさんあると思ってるんです。それでも頑張っていく力っていうのを養ってもらいたい。だから、そういったところをしっかりとまた育んでいく教育っていうのを島根県独自でまた進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。何かコメントがあれば。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

今、17ページの(3)のグラフについて御意見いただきました。おっしゃられたように、学校内の機関で相談、指導等を受けていない不登校児童生徒の割合ですけども、学校で相談を受けている、その学校の相談相手は、専門的な知識を持った者に限られている調査です。例えば養護教諭でありますとか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとつながっていると。日常的に学級担任やほかの部活動の顧問の先生とつながって

いる数値が含まれておりません。ですので、これも調査項目がこのたび変更になりましたので、来年度以降のところではその部分の数値も含めて把握した上で公表をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、学校に戻れるようにという御意見ですけれども、やはり学校には学校でしか得られない力というのがあります。それぞれの子どもたちがそういう学校でしか得られない力を身につけなければならない部分もあるかと思いますし、あるいは休むことによってそういうエネルギーをまた充填して、また学校に戻れる場合もあるかもしれません。また、ひよっとすればそのまま学校に戻らずに社会に出ていくような子もいるかもしれませんが、その社会的な自立に向けての支援は徹底して行っていきたいというふうに考えておるところです。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかに。

五百川委員。

○五百川委員

私の人生を振り返ってみても、生まれて、それから幼稚園へ行って、それから小学校、中学校を出て、高校、大学と行ったわけなんですけども、人間、生まれて、基本的にはいわゆる学校教育が基軸になって、そして人間として幸せな人生を送る、そういうふうな真っ当な人生を送れるように教育のほうもいろんな形からサポートしていくと、こういうことだと思うんですが、真っ当な中に非常に大体、何ていうかな、普通についていうかね、非常にオーソドックスに育っていくのと、今、問題になってる、いわゆる挫折をした子ども、この子どもたちが今、学校に入ってから挫折をして、そのいろんな対応をいろいろ対策を練ってもらったけども、出てからどういうふうな人生を送ったのか、そこは大体ある程度、後追いで確認してありますか。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

高校段階のところまでは追跡できますが、高校を出てからのことについては把握できておりません。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

大体もうちょっと、要するに人間が真っ当なというか、いわゆる一個の人間として、人生をそれなりに全うできる、そういうところまで、何歳までという意味じゃない、そこそこ成人ぐらいまでは、そういう子どもたちがどういうふうな人生を送ってきたのか、また、その後どうだったのかということも多少、私は見届けるべきだと思うんですね。そこで、非常に挫折もしたけども、成人してからの生活を見ると非常に普通に生活をやっているということならば、そのときのいわゆる挫折した子どもに対するいろんなフォローのその対策がよかったなということになるかもしれんけれども、それでも変わってないと、やっぱりそういうふうな人生をそのまま挫折をした中で、転がりながら人生を送っていった

ということでは、その対策っていうのはやっぱり改めるべきではないかなと、こう思うんですけども、その辺りはどう思われますか。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

貴重な御意見をいただいたと思っております。どこまで追跡できるかということも一つ課題があるかと思えますけれども、社会的自立に向けた支援というのを我々が目指している以上は、やはり社会に出てどのように活躍しているのかということはある程度把握ができていないといけない部分もあるかと思って今、心に刻んだところです。何かしらの方法でそういったことができるのかどうかを含めて、ちょっと考えてみたいと思います。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

なるほど。今、高校まではと言われましたけども、挫折した子が、中学校を出て、高校に入ったと。その高校以後の生活が中学までの生活と違ってきたと、要するに、普通の生活ができるようになったという、その比率というか、何%ぐらいがそうなんですか。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

それについても、きちんと把握はできておりませんが、一定程度、全日制高校でありますとか、普通に通えるようになってきている子もいますし、高校段階になると選択肢が幅広くございますので、全国の広域性の通信制の高校で自分らしさを発揮する生徒でありますとか、島根県の宍道高校や浜田高校の定時制、通信制のほうで自分らしさを発揮する生徒もおるのが現状だというふうに思っております。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

その点よく分かりましたけども、自分たちがそこまで手をかけて、それで卒業させたわけだから、やっぱりその子がその後どういうふうな歩みをしていくのかっていうことは、私は見届ける必要があると思うし、また、そこまでのフォローの仕方が正しかったかどうか、適切だったかどうかっていうことを私は判断するにも大きな材料になると、そう思ってるんですよ。そういう面では、そのことまで把握してないっていうことは、成果を見てないっていうことなんだよね。やはり、私は今、いろんな社会問題になってるこの問題の中で、いろいろやってみるとるんだけど、全国的にこういうことやっているから、うちもやってるかという、対症療法的にただ平均的なことやってるのではなくて、島根は島根の子ども性格もあるだろうし、環境もあるだろうし、やっぱり島根型のことも中には考えていかなくちゃいけない問題があると思うんですよ。そういうことを考えたときに、やはりもうちょっとその追っかけをやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、どう思いますか。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

今、御提案のあった島根型の追っかけということでございます。なるべく子どもたちがどのような形で卒業後、社会に出ていくのかというのは、いろいろな機関と連携する必要がありますので、そういったことも含めてまた考えていきたいと思っております。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

分かりました。

最後に、野津教育長に聞きたいんだけどね、基本的に、野津教育長が本会議で言ったんだけど、結局、子どもが学校に行かなくなる、不登校なんかの原因っていうのは、大体勉強が嫌だとか、あるいは先生が嫌だとか、そういうことじゃなくて、人間関係だと。友達との関係とか、そういうことだと。そこが一番多いと、比率が。人間関係だということは、人と人との関係が難しくなっているということですよね。人間、生まれたときに真っさらだわね。そこからいろんな環境とか、いろんなことを学ぶ中で、家庭教育も含めて、いわゆる情操教育というものによって、お互いの人間同士の関わりというものを学んでくると思うんですよ。だから、私は、義務教育でいうならば小学校へ入るまでのところで、私は情操教育を徹底的にやれば、かなり、入ってから人間関係とかそういうことで登校拒否になる子が多いと、また、いろんな学校で問題を起こす場合も、人間関係が多いと。こういったことならば、もっともっと情操教育というものを入る前にやっとく必要があるんじゃないかと。今もやっとるかもしれんけれども、当然ですよと言いながら、実は、そこをまたいで、すぐ学力とか、最近今、スマホとかこういうこと最近やりはじめたけども、そういうところに走ってるんじゃないかなと。しかし、いつ、どんな時代が来ようとも、やはり人間が人間社会の中で生きていく、生きていける力を養わないかんと、そういうことを考えれば、私は情操教育というものをどうだろうとまず基礎に、第一に置かないけんと思うけど、どう思う。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

小学校入学前の幼児教育段階での情操教育ということですが、もちろん大事なことだと思っております。今議会の質問戦でも何回か申し上げましたが、幼小連携というのを年明けから次の、私に関わる活動のメインテーマにしようと考えております。要はどういう形で入ってくるのか、どういう形で入ってきてほしいのか、お互いの現状とリクエストがあるわけです。やはり情操教育といわゆる人を思いやる気持ち、人と関わる大切さというのは、もちろん幼児教育の段階でも大事だと思います。それぞれやってはおりますが、やはりそのつながりという中で、幼児教育でこれをやったことが小学校のこの段階で生きてくるということを幼児教育施設側にも知っていただきたい。そこを目指して関わっていただきたいと思っておりますし、何をやってきたかを分かった上で小学校側は受け入れるべきだ、子どもたちを受け入れて、やってきたこと、やってないことを分かった上で、1年生の早い段階から子どもに接していくべきだと考えています。子どもは一人の人間が間を

置かずに連続して生きてきている中で劇的に周囲の大人が変わっていくという環境にいますので、そこをうまくつなげていくことは、こうした全体の中で、大事なことであります。人を思いやりとか温かい気持ち、豊かな気持ち、そういったものをしっかり大切にしていきたいと思いますし、そういったものの入口は、やっぱり挨拶だと思います。

挨拶は、相手の存在を認める、自分が認めたということだと思っていて、教員の新規採用の辞令交付、4月1日に行うときに、私はその訓辞の前に挨拶の話を新規採用教員にします。「皆さん、おはようございます」と、「皆さん」と呼びかけて挨拶をする。「皆さん」と言った時点で、私との1対多の関係、人間関係、特別な人間関係にまず入るということ意識する、そして、おはようございますと言ったら、おはようございますと当たり前前に返すと。それは「皆さん」と言った時点で皆さんを人間として存在として認めているということを示している、相手に伝えているという話から入っていますが、普通に挨拶すればいいというものではなくて、やっぱり教育の中で挨拶というのはそういう意味づけをしっかりと理解してやってほしい。だから、呼びかけが「おい」ではないし、いきなり「何とかして」ではない。ちゃんと相手の存在を認めた上で声をかけていく。あるいは、叱るときもそうですが、褒めるときも、何か用を言うときも、お礼を言うときも呼びかけて、1対1の関係では1対1の関係にしっかりと持ってきた中でコミュニケーションを取っていく。これが私は一番人間関係を築くときの基本のスタートラインだと思っていて、そういったことを、学校で当たり前に行っていますが、意識してやる。少なくとも教員側から、あるいは幼児教育施設の保育者、保育士さんとか、意識してやってほしいなというふうに思っていて、こういった話を現場を回りながら、またしていきたいと思いますし、そういった中で、では、その存在認めたら、人間と人間が向かい合ったときに、おっしゃるように、いきなりけんかしないわけです。そういったところでどういうふうに付き合っていくのか、相手を思いやって付き合っていくのかどうかというところが育っていくのではないかなというふうに思っていますので、しっかりと取り組んで、私の活動としても取り組んでまいりますし、もちろんそれをしっかりとスタッフと共有して全体的に進めていきたいというふうに考えております。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

まず挨拶からと言われましたけども、先ほどの話で、自分は一人の生活しかできないんだと、そういう子もいるんだと。じゃあ、そういう子はどうするんだと。要するに、そういう子どもに対して、人間っていうのは集団で生きなくちゃいけないから、やはりそれは義務なんだよと。例えば学校なんかもそうなんだけども、義務と権利があるわね。やっぱり学校が楽しかったわけでもない、行かないけんもんだと思って行ってきた。それも一緒に、一人でいなくちゃいけない子でも、そういうふうに言えば、もっと多くの仲間と一緒にやりなさいというふうなことも教えないかんわけですよ。それはどういうことかという、今、まず挨拶からと言うけども、挨拶の前に、例えば家庭教育も含めて、要するに倫理観とか、道徳観とか、そういうものを含めた情操感だと、私はそこが必要だと思っておるんですよ。そこがしっかりしておれば、いじめとかなんとかも、いいことか悪いことか、そういうことは子どものうちに何となく心の中で私は判断するものだと思ってるんですよ。

ね。やるかやらんかは、弱さとか、そのときの自分の置かれた状況があるだろうけども、基本的にはそういうものを何となく肌で感じる、判断する、そういうものが情操感だと私は思ってるんですよ。そういう面でいうと、挨拶からじゃないと私は思ってるわけですよ。要するに、その前に親も含めて、世の中におぎゃあと生まれてから、人間としての親との付き合いの中、あるいは近所の友達と付き合いの中で、私は人間を愛すること、そういうことを学んでいく、愛する、愛さなくちゃいけないと。やっぱり悪いことはやっちゃいけないと。義務も権利もあるんだということは、そういう言葉じゃなくても、そういういわゆる立ち振る舞いについて、私は理解をする、体得するもんだと思ってますけどね、どう思う。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

私、申し上げたのは教育行政としての仕事でございますので、親が子どもを教えるのは当たり前のお話であって、私が何か言う話ではない、これは前提だと思っています。その上で、他人が接するときには倫理観などを教えるときには、まず相手の存在を認めて人間社会が複数でできているということ、ここから入らないと倫理観も道徳観も教えられないと思います。だから、挨拶が先だと言っております。存在を認めて集団になる、人間が社会的な動物として複数で生きていく、この環境をやはりしっかりと教えていかないと、その環境をつくった上でものを言っていけないと理解が進まないだろうと思います。親が小さい頃からこれやっちゃ駄目よとか、ちゃんと弟の面倒見なさいとか、そういうことは当たり前のお話で、私が言うまでもない話で、それが十分にできていないから我々が今やらなければならないわけです。そこに入っていく我々のファーストコンタクトはやはり挨拶です。その上で、人間関係をつくって、複数関係というのを相手に分かってもらった上で、複数いたら、人を傷つけちゃ駄目だよとか、こういうことをしたほうがいい、相手が喜ぶよとか、そういう関係にやっとなんか入っていけると思います。他人に対していきなりそんなこと言えない。ということで、挨拶が最初だというふうに申し上げたところでございます。

もちろんその倫理観、情操教育をやるための、外の人間がやるための入り方ということで申し上げました。家庭では当然やってほしい、もっとやってほしいと思っておりますが、我々が手を出せない領域ですので、あくまでもこの県議会という場で教育行政の責任者として申し上げたところでございます。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

もうこれでやめるんですけどね、だから、人の家庭教育のことは基本的には、教育長の職域からいけばだよ、県立からでもいいかもしれん、あるいは義務教育でいいかんもしれん。けども、そうじゃなくて、今そこにそういう問題が起こっている、それはもともと、おぎゃあと生まれてからの親子の教育なんかからひずみが出てるんだということがあんならば、そんなことは知らんと、そんなことは親がやることだと、そういう言い方は、今の時代は超えてるんじゃないかと思うんですよ。それぞれが自分のエリアはここからここまでと、そういう感覚だけでやったら、教育っていうものはできないと思うんですよ。ある程

度、自分の教育の領域を抜けて、やはりそこに影響があるものに対しては手を差し伸べていくっていうか、そういうことが必要だと。だから、親子の関係だから知らないって、どう考えてもああいうふうな家庭があるということなら、あなたが行かなくても、関係者が何らかの手を差し伸べるというような、それぐらいの気持ちがないと、これからの教育ってというのは、要するに自分のとこのテリトリー主義では駄目だと思うけどね。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

最初に申し上げたとおり、幼児教育施設で保育者がしっかりと情操教育を行うことを進めていきたいと申し上げました。したがって、幼児に対して、家庭ができないのであれば、幼児を取り巻く大人、保育士さんたち、この方々にしっかりとそういったことを意識してやっていただきたい。そのために私は今、力を入れて、そこの背中を押したいと思います。その入り方はやっぱり挨拶だと思います。それは他人ですから。幼児だから放っておくわけでもありませんし、県立高校ではない子どもは放っておくなんていうことではなくて、指導・助言の範囲を超えているかもしれませんが、市町村にやりましょうと今言っているわけです。市町村の教育委員会も幼児教育施設を管轄で持っている市町村もありますが、一般的には保育所は市町村長部局の所管なので、県教育委員会のテリトリーではないですが、やりましょうと言っているわけです。おっしゃるとおり、私はやれることをやりましょうと言っています。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

だから、やはり幼児教育、児童教育に向けて、やりなさいと言いなさいよと。自分がそういうことを言う立場じゃないよじゃなくて、現実、最終的に教育長のとこまで影響を及ぼすんだから、幼児教育とか、児童教育なんかについてもその辺りのことを十分に今後育んでくださいということを、教育長のほうから言わないと、ここ以上しか知らんということじゃいかん。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

冒頭の挨拶で申し上げましたが、義務教育のところ、設置者の権限であって、私には法律上権限がないですが、教員の研修と指導・助言という立場があるので、しっかり言っていきますと申し上げました。そのために現場をよく知っておく必要があるので、今年は小学校をたくさん回っておりますし、今度は幼児教育施設も回るというふうに申し上げたところでございます。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員の皆様、ここで休憩を取りたいと思います。再開は2時5分からといたしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、警察本部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、警察本部長の挨拶を受けます。

丸山警察本部長。

○丸山警察本部長

一言御挨拶申し上げます。まず、福井委員長、そして吉野副委員長、そして委員の皆様方にあらまはしては、平素、各般にわたる警察業務の関係につきまして御理解、御協力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日、警察の関係については御説明させていただきますけれども、おかげさまで非常に順調に各般、各業務、進んでるような状況にございまして、特に今日お話しさせていただく交通の関係につきまはしては、現在今、交通事故死者数が全国最少という形で推移しているような状況にございまして、引き続きこのような形で年末、そして来年も努めていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された警察本部に係る議案は、条例案1件です。

それでは、条例案の審査を行います。

第160号議案について、執行部から説明してください。

秦交通部長。

○秦交通部長

それでは、警察本部提出の警察に関する手数料条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。本改正は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する制度、いわゆるマイナ免許制度の改正規定関連をはじめといたしまして、運転免許等に関する手数料の標準額の見直しを内容といたします道路交通法施行令の一部改正。それから、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い行うものでございます。

まず最初に、マイナ免許制度について、簡単に説明をさせていただきます。マイナ免許制度は令和7年、来年ですね、3月24日から運用開始予定としておりまして、マイナンバーカードのICチップに免許情報を登録することで、マイナンバーカードを運転免許証としても利用できるようにする制度にございます。ただし、この制度開始によって、従来の紙の免許証がなくなるというものではありませんで、なれ親しんだ紙の免許証もこれまでどおり使用することが可能でございます。そのため、免許の所持方法といたしましては、

今後3つのパターンが想定されまして、まず1つ目が、完全に紙の免許証をやめてマイナ免許証のみを所持する場合。それから、もう一つが、従来どおり紙の免許証をお持ちいただき、マイナ免許証は所持しないというパターン、それから、最後の3つ目が、両方持たれるというパターンですね、マイナ免許証、それから紙の免許証、両方持てるというようなパターンがございます。この所持方法につきましては、個人の事情に応じていつでも自由にこの所持方法を変更することができますので、県民の皆様には慌てることなくゆっくりと選んでいただければ、紙の免許証も従来どおり使えますので、所持方法も途中でいつの段階でも変えられるということがございますので、そういうふうと考えていただければというふうに思っております。

マイナ免許証を所持する場合のメリットについて、簡単に説明いたしますと、まず、住所変更等のワンストップ化が可能となります。マイナ免許証のみを所持する方につきましては、住所が変わった場合は市役所等で住所変更手続きをしていただければ、マイナ免許証を警察署に御持参いただいて、マイナ免許証の住所変更をする必要はございませんで、自動的に運転免許の住所の変更がされるということになります。この点、マイナ免許と紙の免許、両方お持ちの場合や、免許のみをお持ちの方の場合は、警察署において住所変更の届出を行っていただく必要がございます。

次に、メリットといたしましては、警察署等における免許更新において、免許の即日交付が可能となります。紙の免許証は、更新の際に新しく免許証を作成しなければならないため、新しい免許証の交付に対しましては、免許センターで手続きをする場合を除きまして、通常は数週間の日にちが必要でございましたが、マイナ免許証の場合は、既存のマイナカードに免許情報を電磁的に書き込むだけでございますので、即日交付が可能となります。なお、マイナ免許証と紙の免許証、両方お持ちの方につきましては、マイナ免許証のみ即日交付になりますが、紙の免許証についてはやはりこれまでどおり後日新しい免許証を交付させていただくということになります。

このほかのメリットといたしましては、マイナ免許証の交付手数料は紙の免許証の交付手数料より安くなりますし、マイナ免許証をお持ちいただけますと、更新時に優良、それから一般講習区分に区別された方につきましては、更新時の講習にオンラインで受けることができるということがメリットとしてあります。

ただし、デメリットといたしましては、マイナ免許証はマイナンバーカードをそのまま利用いたしますので、免許の有効期限とか免許の種別、そういった券面での免許情報が確認できないということがございます。そのため、免許の更新の時期が分からず、免許をうっかり失効するのではという御心配もあるかもしれませんが、これまでどおり免許更新のはがきは免許の住所地に郵送いたしますので、ぜひそれを御確認いただければというふうに思っております。また、現在、警察庁におきまして、マイナンバーカードから免許情報を読み取るためのアプリを開発中であるというふうに聞いておりますので、今後そちらの利用も可能となるという予定になっております。

マイナ免許制度については、県民の皆様にも周知することが大変重要であるというふうに考えておまして、各種広報媒体を活用した周知のほか、免許更新の通知はがきに必要事項を掲載するということとしております。今後、一層周知を図っていきたいというふうに考えております。

マイナ免許制度の概要については、以上となります。

それでは、本題になりますが、警察に関する手数料条例の改正について説明をいたします。このたびの手数料額の主な改定は、マイナ免許制度の施行に伴う手数料の新設、それから、経済情勢に鑑みて、適切な手数料額の見直し、そして制度改正に伴う手数料の廃止ということが大きな改正点でございます。改正する手数料額のうち、県民に身近で最も関心が高いものをお手元の資料の中ほどに抽出しております。簡単に説明いたしますと、新規免許取得、それから免許更新のときの免許交付手数料につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、マイナ免許のみを選択した場合は、最も安い手数料となっております。そのほかは値上げ、それから、2枚持ちになるとその分増額というふうな手数料となっております。マイナ免許証は従来の紙の免許証の作成の必要がありませんで、申請者がお持ちのマイナンバーカードに免許情報を書き込むだけですので、手数料が安いというふうになっております。

また、更新時講習につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、マイナ免許証をお持ちであれば、優良、それから一般の更新時講習の対象者につきましては、オンライン講習を受講することができます。この手数料額につきましては、新しく新設をしております。200円ということで、安くなっております。これは、対面型の講習と比較いたしますと、人件費や施設料、施設費ですね、これが不要となるために金額が安くなっております。

そのほか、運転免許等に関する手数料につきましても、制度改正による新設とか、昨今の物価変動等を考慮の上、所要の見直しを行ったものでございまして、道路交通法施行令で改正された手数料の標準額と同一の手数料額としております。

このほか、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正によりまして、自動車保管場所標章が廃止とされることに伴いまして、関係手数料を廃止というふうにしております。

本改正における改定する手数料額につきましては、この2枚目、3枚目につけておりますが、別添資料といたしまして一覧表にして新旧手数料額と増減額を記載しておりますが、全体といたしましては平均で約4.6%の増額というふうになっております。施行期日につきましては、改正政令の施行期日に合わせまして、令和7年3月24日、それから自動車保管場所標章の交付手数料の廃止につきましては、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日に合わせまして、令和7年4月1日としております。

警察に関する手数料条例の一部改正についての説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○福井委員長

以上、説明がありましたが、質疑等はございませんか。

角委員。

○角委員

ちょっと今のマイナ免許証のことなんですけども、これ、一体化したときに免許証の表示を求められると、どういうふうになるんですか。ちょっとそこがいま一つ、紙の免許証だともう出した途端にその人の免許証かどうか、有効期限がいつか、どういう種別の免許はどれだかをすぐ示せるんですけども、マイナカードだとどうなるんですかね。

○福井委員長  
秦交通部長。

○秦交通部長

マイナカードですと、アプリ等で読み取れるんですが、警察官にそれぞれ携帯端末を持たせておまして、それで読み取らせていただいて免許情報を見ると、確認させていただくという流れになります。紙の免許証であれば、そのまま券面を見れば分かりますので、そういった形で、マイナ免許証を車を運転するときに携帯していただいても全然構わないというふうな制度にしております。

○福井委員長  
角委員。

○角委員

そうすると、読み取りのための機器とか、そういうことの準備とか、そういうことで大分費用がかかるのではないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○福井委員長  
秦交通部長。

○秦交通部長

既に携帯端末は今運用をしておまして、警察官それぞれですね。それを使って、その携帯端末にアプリケーションをインストールして、皆さん方がマイナ免許証を持って歩いていらっしゃれば、免許の確認をさせていただく際には、そのアプリで確認をさせていただくということになっておまして、そこまで今後、大きな費用負担が生じるということは今のところ想定されておられません。

○福井委員長  
よろしいですか。

ほかに。

内藤委員。

○内藤委員

今、例えばレンタカーを借りますと免許証の提示を求められるんですけども、そのレンタカー会社、あるいは免許証の提示を必要とする、ほかにはあまり分かりませんが、そういうところにもアプリの提供っていうのはできるわけですか。

○福井委員長  
秦交通部長。

○秦交通部長

無料で警察庁がアプリを配信するというようにしておまして、これは誰でもダウンロードして使っていただけるようにするというふうになっております。それで、ただ、そういった業者さんとか、あと、教習所なんかは免許証の確認をしたりしますので、そういったところは恐らく活用されるというふうに考えております。

○福井委員長  
内藤委員。

○内藤委員

反対するものではないんですけども、例えば、私はまだ経験はないんですけど、海

外で車の運転をする場合に、こういった場合はどうなるんですか。

○福井委員長

秦交通部長。

○秦交通部長

海外の場合はやはり紙の免許証に切り替えていただいて、それを持って行っていただくというふうな手続になります。大変申し訳ございません。

○福井委員長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第160号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第160号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

次に報告事項について執行部から説明してください。

秦交通部長。

○秦交通部長

引き続き報告をさせていただきます。それでは、お手元の資料を御覧ください。交通事故防止対策の推進状況について、警察本部のほうから報告させていただきます。

交通事故防止対策の推進状況につきましては、お手元の資料、まず、1の交通情勢から説明をさせていただきます。このグラフにつきましては、左から本県の人身交通事故の発生件数、それから右側が交通事故による死者・重傷者数について、令和元年から令和5年までの5年間の状況と、昨年及び本年の10月末現在の状況を示したものでございます。交通事故の発生件数につきましては、令和2年以降、700件台で推移しておりまして、本年は前年同期比マイナス34件ということで、5%程度減少しております。

次に、右側のグラフを御覧ください。重大な被害でございます死亡・重傷者の数につきましては、発生件数の推移と同じように、令和2年以降、190人台で推移しておりまして、本年は前年同期比でやや減少しているということで、微減ということになります。なお、下の表に死者、それから重傷者、それぞれ内訳を記載しておりますし、死者・重傷者に占めます高齢者の割合について、それぞれ令和元年から5年までの状況と、昨年及び本年の10月末の状況を記載しております。死者数につきましては、令和3年に統計資料最少となりました10人を記録した後、増加に転じまして、昨年は22人という結果でございました。本年に入ってから、10月末現在で8人、本日、速報値でございますが、9人ということで、前年同期比、10月末現在ではマイナス11人というふうに、半減以上に大きく減少しています。しかしながら、重傷の延長線上に死亡という結果があると考えた場合は、先ほど説明させていただきましたとおり、令和2年から死者・重傷者の合計数が190人台で横ばいということでございます。それから、本年もそこまで大きな減少はしてないというふうに考えますと、依然樂觀視できる状況にはないものというふうに考えて

おります。

また、表の下段に記載しておりますとおり、死者・重傷者に占めます高齢者の割合が5割弱ということで、県内の高齢化率よりは格段に高くて、高齢者の交通事故防止対策は継続した課題であるということに変わりはありません。

このような交通情勢を踏まえまして、県警察で推進しております交通事故防止対策について、主なものを御説明させていただきます。

2の主な交通事故防止対策を御覧ください。（1）の交通安全教育及び広報啓発活動の推進につきましては、死亡・重傷のリスクが高い歩行者事故を防止するために、まず、ドライバーに対しましては世代を問わず、全世代に対して歩行者保護と前方注意など、基本的な注意義務の徹底や、安全な速度での運転、それから、歩行者に対しましては高齢者を中心にしまして横断歩道の利用と横断意思の明示、そのほか、夜間の反射材の着用を啓発する取組を進めております。

まず、広報啓発活動といたしまして、平素の広報活動のほか、テレビ局のアナウンサーを交通安全ナビゲーターというふうな名称で委嘱いたしまして、番組内で交通安全に関するワンポイント指導をしてもらうなど、メディアの活用にご留意しております。また、高齢者に対しましては、地域警察官が高齢者宅の巡回連絡の機会を通じて行います戸別訪問指導とか、免許窓口における高齢運転者の安全運転相談によりまして、補償運転、補償行動、危険な運転はしないということ、なるべく危険を避けて運転していただく、それから、補償行動というのは、なるべく危険な時間帯を避けるとか、必ず横断歩道を渡るなど、安全にご留意していただくというふうなことを呼びかけるということをしてしております。そういったことで、交通事故に遭わない、起こさないというための指導を行っておりますほか、交通安全教室では、交通安全意識をより印象に残るように、各種シミュレーターを活用いたしました体験型の安全教室を行っております。そのほか、夜間の歩行者事故防止のための反射材の普及啓発活動や自転車ヘルメットの着用の啓発活動を行っております。

次に、（2）交通街頭活動及び交通捜査の強化につきましては、交通指導取締りなど、交通街頭活動においては各警察署における交通事故状況の分析や住民からの要望等に留意いたしまして実施しておりますほか、交通事故発生時の死亡・重傷化リスクが高い歩行者事故や、衝突速度の速い交通事故を防止するために、速度超過や横断歩行者妨害など交差点関連違反、それから脇見運転につながります携帯電話使用等違反のほか、飲酒運転をはじめ、悪質で危険性の高い違反の取締りに取り組んでおります。

最後に、（3）安全で円滑な交通環境の整備につきましては、本年はゾーン30、それからゾーン30プラスの交通規制の設置はございませんが、引き続き道路管理者、市町村と連携して、地域の御意見も伺いながら、ゾーン30、ゾーンプラスの設置を進めていくこととしております。

また、本年から、交通信号機の灯器用の白熱電球が令和10年には生産終了するというに伴いまして、白熱電球を使用した灯器のLED化を計画的に実施しております、本年予定する実施数は年度内に達成できるという見込みでございます。

本年も残り1か月を切りまして、昨日、11日から31日までの間、県民運動といたしまして年末の交通事故防止運動が展開されております。警察におきましても、12月1日から実施されております歳末特別警戒と連動させて、交通街頭活動を強化いたしまして、

関係機関・団体と連携しました交通事故防止活動に取り組んでいるところでございます。

以上、報告事項の説明を終わらせていただきます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、警察本部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で警察本部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○福井委員長

それでは、これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。なお、本日は条例案審査のため、松村林業課長にも御出席をいただいております。

はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

旗野総務部長。

○旗野総務部長

福井委員長、吉野副委員長をはじめまして。総務委員会の皆様におかれましては日頃から総務部所管の行政につきまして御指導、御支援賜りましてありがとうございます。また、昨日は県立大学の松江キャンパスを訪問いただきまして、実地調査ということで意見交換をしていただいたということを伺っております。その中でも非常に活発に意見交換していただいたと伺っておりますので、またこういった機会、しっかり我々としてもつくって、県議会、執行部、そして県立大学の三者が緊密に連携できるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、本日でございますけれども、総務部が所管する事項につきまして、条例案を3件、それから一般事件案1件、予算案2件、そして報告事項2件ということで説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。本委員会に付託された総務部に係る議案は、条例案3件、一般事件案1件、予算案2件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第155号議案、第157号議案及び第158号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

大下総務課長。

○大下総務課長

では、総務部資料の1ページをお願いします。第155号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

資料の参考に記載しておりますが、刑法等の一部を改正する法律により、懲役、禁錮と

いった刑罰が廃止され、刑務作業と指導を適切に組み合わせて柔軟な処遇を可能とする拘禁刑が創設されることとなりました。これを受け、2の改正内容に記載しておりますが、島根県吏員恩給条例など23条例の規定中の懲役、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

3、施行期日は改正法の施行日である令和7年6月1日としております。

説明は以上となります。

○福井委員長

畑税務課長。

○畑税務課長

第157号議案、島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例について説明いたします。2ページのほうをお願いいたします。

まず、1の改正理由でございますけれども、水と緑の森づくり税は、荒廃森林を再生させ、水を育む緑豊かな森を引き継いでいく責務を果たすことを目的としまして平成17年度に導入しておりますけれども、以降、5年ごとに適用期間の延長を行っており、現行条例の課税期間が今年度末をもって終了することから、さらに5年間延長するために所要の改正を行うものでございます。

2で条例の概要を記載しておりますけれども、改正の内容につきましては、適用期間の延長のみで、納税義務者や税率に変更はございません。税率は個人の場合ですと年500円で、個人の県民税均等割の税率、年1,000円に500円を加算いたします。また、法人の場合ですと、通常の法人の県民税均等割額、これは法人の資本金の額により2万円から80万円と様々でございますけれども、その額の5%相当額として1,000円から4万円を加算いたします。税収の管理につきましては、この条例創設と同時につくりました島根県水と緑の森づくり基金に積み立て、事業実施に当たってはこの基金から支出する仕組みとなっており、用途につきましては県民生活に身近な集落周辺の森林整備を行う森づくり事業などに活用する予定でございます。

3の改正内容ですが、現行の適用期間を個人については令和11年度まで、法人につきましては令和12年3月31日までにそれぞれ5年間延長するものでございます。

施行期日は令和7年4月1日としております。

税収は単年度で約2億円、5年間で約10億円を見込んでおります。なお、10月に実施しましたパブリックコメントや、また県民アンケート、関係者への意見聴取では、水森税の継続を求める意見がほとんどであり、適用期間の延長について御理解をいただいているものと考えております。

続きまして、第158号議案、島根県核燃料税条例について説明いたします。3ページをお願いいたします。核燃料税は、原子力発電所の立地に伴う防災対策等の財源に充てるため、昭和54年度に法定外普通税として創設し、以後、5年ごとに条例を制定し、現在第9期目となっております。現行条例の課税期間が今年度末までとなっておりますが、原発立地に伴う防災対策等は引き続き必要であることから、新たに5年間を適用期間とする条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、現行条例と基本的には変更ございませんが、1点だけ、出力割の税率につきましては、発電用原子炉の熱出力1,000キロワット当たり、現行の4万1,100円から4万2,700円に引き上げております。この出力割の税率は5年ご

との条例制定時に新たに挿入される核燃料の装荷計画を基に設定しておりますが、今回の条例制定に当たり、納税義務者から提出されました装荷計画にある核燃料の取得価格などに変動があったため、算定の結果、税率が上がったもので、税率設計の考え方としましては、現行と同様の8.5%相当で変更はございません。

施行期日は令和7年4月1日の予定ですが、総務大臣の同意が必要なため、同意を得た日から6月を超えない範囲内で規則で定める日としております。

次期、令和7年度からの税収につきましては、島根原発2号機がこのたび12月7日に再稼働しておりますけども、1月中に営業運転開始となった場合には、令和7年度から5年間で1号機と合わせて全体で約56億円の税収を見込んでおります。

次に、4ページのほうをお願いいたします。地方税法の規定に基づきまして、特定納税義務者である中国電力から議会に対し、条例案について意見書の提出がありました。内容は、厳しい経営環境ではあるが、県には各種原子力防災対策等の充実に取り組んでいただいております、引き続き同対策等に係る財政需要が継続する見通しであること等を勘案し、核燃料税条例の新設に同意するとのことでした。

私からは以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

条例案3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第155号議案、第157号議案及び第158号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第155号議案、第157号議案及び第158号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

松村林業課長、どうぞ御退席ください。ありがとうございました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第174号議案について、執行部から説明してください。

土江財政課長。

○土江財政課長

資料の5ページをお願いいたします。第174号議案について御説明いたします。

資料の中ほどの説明のところを御覧ください。宝くじは、法律の規定によりまして、発売団体の議会が議決した範囲内で総務大臣の許可を受けて発売することになってございます。本議案は、令和7年度において島根県が宝くじを発売するために、今年度と同額でございますが、55億円を上限として議決をお願いするものになります。

説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第174号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第174号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

土江財政課長。

○土江財政課長

そうしますと、資料の6ページをお願いいたします。第146号議案、令和6年度11月一般会計補正予算（第7号分）の歳入を御説明いたします。本予算につきましては、高病原性鳥インフルエンザの対策費のほか、早急に対応すべきものについて措置しており、表の下の合計のところでございますが、補正額は6億2,832万円余となっております。その内訳としましては、9の国庫支出金、13の繰越金を計上しております。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。こちらは、第181号議案、令和6年度11月一般会計補正予算（12月10日提案分）の歳入でございます。本予算につきましては、国の経済対策を受け、エネルギー価格・物価高騰対策や国土強靱化対策など、早急に対応すべきものについて措置しておりまして、表の下の合計のところでございますが、補正額は180億377万円余となっております。その内訳としましては、7の分担金及び負担金、9の国庫支出金、13の繰越金、15の県債を計上しております。

なお、国庫支出金の右端の欄を御覧ください。上から2つ目のところでございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー価格・物価高騰対策の財源として5億5,250万円余を計上しております。

説明は以上でございます。

○福井委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、資料の7ページをお願いします。第146号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）、歳出のうち総務部関係分についてですが、一般会計、特別会計とも補正額はございません。

続きまして、8ページをお願いします。債務負担行為補正となっております。管財課の県営建物維持修繕費について、令和6年度から令和7年度までの債務負担の限度額を2億3,200万円増額し、18億8,800万円余とするものです。新たに対応が必要となった事業内容ですが、概要にありますいわみーるの外壁改修、浜田合同庁舎の電気設備の制御盤等更新を行うものです。以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

予算案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分及び第181号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表7ページに載せております、継続審査となっている請願第17号、再審法改正を求める意見書採択についてです。

この請願を巡る状況等について、執行部から説明してください。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております請願第17号について御説明します。請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について法改正を求めるものでございます。その後の状況ですが、改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会など、国において協議が続けられているところですが、結論には至っておらず、特段の変化はありません。

以上となっております。

○福井委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

内藤委員。

○内藤委員

現在の状況については大下総務課長より御説明のあったところですが、今、都道府県含めて各自治体のほうから、480余りの自治体から意見書が出されております。道府県でいいますと17道府県がこの請願に対して意見書を送付しているのが実態でして、昨日もテレビ報道で、福井県の女子中学生の殺人事件に対して再審請求が出て、どうもこれがまた進むようでありますけれども、法の安定というものは当然図らなければなりませんけれども、一方で、こうして冤罪事件がやまないっていうことになりますと、やっぱりそれに対する刑事手続の問題があるわけでありまして、この請願の中にも書いてあるように、検察官の証拠開示の問題、あるいは検察官による抗告の問題、こういうところがやはり再審を開始していく場合に非常にハードルになるわけでありまして、例えば、袴田事件の場合は検察の証拠開示までに30年という時間がかかっておりまして、その上に検察庁の、その再審に対しても反対の間が9年かかっております。こういうところにやはり刑事訴訟法の不備があるということが今回の再審法改正の狙いをもって意見書としてお願いされて

いることでありまして、私は本当はこういう状況になると、県議会としても賛成の意見書を出してもいいではないかというふうに思っております。

もう一つ、最近で印象的なのが、大川原化工機事件がありましたですね。ああいうものも非常に、一旦犯罪者に特定されると、非常にその人の人生を狂わせてしまうんで、やはり救済をしていく手続っていうものはきちんと刑事訴訟法の中で反映させていかないといけないのではないかというふうに思います。以上です。

○福井委員長

今、御意見をいただきました。

ほかにございますか。

吉野副委員長。

○吉野副委員長

このことにつきましては、国において議論がされるべきであったということ、また、国の動向を注視していく必要があるといったことから、継続審査となっておりますので、国において引き続き検討が進められているという状況でありますので、今の段階では継続審査とすべきだというふうに考えております。

○福井委員長

今、御意見いただきましたけど、ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。請願第17号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○福井委員長

挙手多数、よって、請願第17号は継続審査と決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

角森管財課長。

○角森管財課長

10ページを御覧ください。私からは、現在、松江市黒田町ほか地内に整備中の新庁舎の名称等について御説明いたします。

まず、新庁舎の名称ですが、建設地の地名を冠することで県民にも場所が分かりやすく、親しみを感じていただけたと考え、知事協議の上、黒田庁舎に決定いたしました。

次に、整備工事の進捗状況ですが、令和6年11月末時点の建築工事の進捗率は61.6%で、当初の計画どおり、令和7年2月に竣工、同年4月から供用開始の予定であります。

最後に、その他ですが、令和7年3月に島根県庁舎管理等管理規則を改正する予定であります。

私からは以上です。

○福井委員長

灌情報システム推進課長。

○瀧情報システム推進課長

資料の11ページをお願いいたします。私からは生成AIの本格導入について御報告をさせていただきます。

昨年6月14日から試行利用を開始し、先月末時点で25所属が無料の生成AIを利用中でございます。2か月以上利用中の16所属に9月にアンケートを実施いたしましたところ、多くの用途で業務に有効であり、また、全ての所属が今後も利用したいとの回答がございました。

現在、業務に有効な用途として考えておりますのが、新規事業のアイデア出しや戦略の検討、参考書籍や論文等の要約や翻訳、難しい単語の解説や専門用語の解釈などの情報収集や整理、エクセルなどの数式の作成、プログラミングの支援など、そういったことに利用しているところでございます。

一方で、無料の生成AIを利用していることに伴う課題もございます。まず、生成AIに入力情報を学習されることによる情報の漏えいのおそれがございます。また、生成AIの性能が低かったり、性能が高くて、利用回数に制限がある、また、県の情報部門におきまして利用実態の把握や管理ができないといったことでございます。このたび、これらの課題を解決していくため、有料の生成AI利用サービスを調達いたしまして利用環境を整備し、これまでの試行利用から本格導入へと移行したいと考えております。これによりまして、入力情報が確実に生成AIに学習されることのない環境から利用できる、また、無料で制限なく利用できるものと比較いたしますと、性能の高いものを利用回数の制限なく利用できる、情報システム推進課におきまして利用者別の利用内容や利用時間などが分析できるということになります。ただ、入力情報が学習されない場合におきまして、生成AIのサーバーに入力情報に関するログといったものが一定期間残りますので、引き続き個人情報などの重要情報は入力しないといった取扱いを継続することといたしております。

今後のスケジュールでございますが、今月、設定作業や利用ガイドライン等の作成を行いまして、来月、1月中旬に運用開始をしたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

森山委員。

○森山委員

御説明いただきましてありがとうございます。生成AIの本格導入についてということ、私も有料版の生成AIをふだん活用しているんですけども、いろんな今までやったことが本当に短縮できる、懸念しなきゃいけないことはあると思うんですけども、全庁的な働き方改革にも寄与できるツールだと思いますので、ぜひ全庁的に使いこなしていただきたいというふうに思っています。

そういった中で、予算組みというかはしなくていいのかということと、あと、導入する上で最初多分使い方だったりとかがなかなか、使える人だけ使うというとなかなか広がっていかない部分があると思うので、どういうふうに使うと有効かみたいな研修等々も含めて、全庁的な利用がしっかりと推進されていくように後押しもしていただきたいという

ふうに思いまして、以上でございます。

○福井委員長

瀧情報システム推進課長。

○瀧情報システム推進課長

ありがとうございます。予算につきましてですが、今年度につきましては新規デジタルの技術の導入をするための予算ということで、サービスを特定せずに一定使える予算がございまして、そちらのほうから出ささせていただきたいというふうに思っております。それで、1月からの利用をしたいというふうに考えております。

研修のほうにつきましては、実は現在もAIに関する研修を実施しているところでございます。ですが、今後、今までよりも安全な環境で利用いただけるようになりますので、しっかり使っていただけるように、現在行っております研修以外にも周知等には努めたいというふうに考えております。以上でございます。

○福井委員長

森山委員、よろしいですか。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に対し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。ないですね。

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○福井委員長

続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談いたします。

まず、11月26日の委員会で再度検討することになりました、調査テーマに係る委員長報告の案文についてお諮りいたします。案文を準備しておりますので、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局に委員長報告案の変更点について説明させます。

○事務局（杉原書記）

では、総務委員長報告案につきまして、11月26日の委員間協議を踏まえまして修正をいたしましたので、要点の説明をいたします。お手元に示しておりますけれども、修正箇所は赤書きで示しております。

まず、1ページ目、2ページ目なんですけれども、調査結果につきまして追加をしております。大学と地域の企業との連携事例として、福井県立大学の取組、また、教員の人材育成のための連携事例として、IPU環太平洋大学の取組を追記しております。

追記箇所を読み上げます。1ページ目です。福井県立大学では、大都市の様々な企業でキャリアを積んできた人材を福井県に呼び、半年間、県内の中小企業で働きながら、県立

大学でも学ぶ「ふくい企業価値共創ラボ」が進められていました。このプログラム終了後は、受入れ企業との調整により正社員雇用につながる可能性があり、人材の地域内定着も期待できるとのことでした。

続いて、2ページ目です。I P U環太平洋大学では、令和5年に島根県教育委員会と、教員養成や教育の充実、発展のための連携に関する協定を締結されました。教育と体育の融合を建学の理念とし、教員養成課程の基本的なカリキュラムに加えて、アウトリーチ教育実習などオリジナルの体験を通じた学習が取り入れられていました。地域から来た人材を育て、地域に返すことを基本の考えとしているとのことでした。

次に、3ページ目ですが、報告案の結びの部分で記載をしておりました、島根県立大学と島根大学の県内就職に関する記載、これを要望項目の1点目に移動しました。あわせて、この要望項目に、学生と企業が深く関わりながら企業の採用力を高めること、こちらを追記しております。

変更箇所を読み上げます。(1)大学と企業の連携強化について。今回の委員会の調査結果によると、令和4年度卒業生における島根県立大学の県内就職率は約4割、島根大学では約3割であり、他県の大学と比較するとまだ低い水準にあることから、大学と企業との連携をさらに強化していく必要がある。長期実践型キャリア教育の一層の充実を図るとともに、大学と一体となったインターンシップの質の向上に取り組むなど、学生と企業が関わる取組を深化させることで、企業の採用力を高めること。

最後に、4ページ目ですけれども、報告案の結びの部分につきまして、県外就職率に関する記載ではなく、人材育成に関する広い視点での意見に変更しております。

変更箇所の結びの部分、最後の3段落部分を読み上げます。本県では、大学と県内企業等が連携し、県外出身者を含む多くの学生が県内企業等との接点を持てる多様な機会を提供することで人材育成が図られており、他県と比べて取組は進んでいると思われま。こうした取組を基盤として、地域を担う人材のさらなる育成に向けて、産学官の連携、特に行政と大学との連携を一層強化することが重要です。行政が果たすべき役割を明確にし、大学との協力体制を深めることが、本県全体の発展に資する人材育成を一層推進することにつながります。県として全庁を挙げてこのような産学官の連携強化に取り組んでいただくようお願いして、本委員会の調査テーマに関する報告といたします。

説明は以上でございます。

○福井委員長

皆様方の前回の御意見を取り入れてこのように修正しておりますが、ただいまの内容でいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員

いいんではないかと思いますが、3ページの、ちょっと細かくてすみません、赤字の2くくり目、「取り組むなど、学生と企業が関わる取組を深化させる」の「深化」って、わざとこの「深い化」ってなってるんだと思うんですが、聞いている側は進むのイメージをしちゃうんで、深めるんだったら深めるっていう形の表現のほうが理解されやすいのではないかなとちょっと思いました。以上です。

○福井委員長

ありがとうございます。話したときについていうことですね。

田中委員。

○田中委員

読めば分かりますけど、聞いてて、進むってイメージが。あえて深くという意味をされるのであれば、そうしたがいいんじゃないかなど。あとはお任せします。

○福井委員長

ほかにどうでしょう。よろしいですか。

それでは、調査テーマに係る委員長報告につきましては、ただいまの御意見を基に再度微修正をしたいと思えます。内容については、正副委員長に御一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、本日の審査及び調査で委員長報告に特に盛り込むべき事柄等があれば、御意見をお伺いしたいと思います。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

よろしいですか。

それでは、委員長報告につきましては、先ほどの調査テーマに係るものと併せて作成するというようになっておりますので、そこら辺のところは正副委員長に御一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますのでお申し出ください。ございませんか。

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、これもちまして総務委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。